平成30年度

市税概要

水戸市財務部税務事務所

目　　次

〔総　　括〕

1　位置と面積等 …… 1
2　市域の変遷 …… 1
3　行政機構図 …… 2
4　税務機構及び事務分掌 …… 4
5　人口，世帯数調 …… 6
6　税務職員の推移 …… 6
7　各会計別歳入歳出予算（決算） …… 7
8　市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算） …… 7
9　平成30年度一般会計歳入歳出予算（当初） …… 8
10　平成30年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図 …… 9
11　平成30年度市税当初予算 …… 10
12　市税税目別構成比図 …… 11
13　平成29年度一般会計歳入歳出決算 …… 12
14　平成29年度一般会計歳入歳出決算構成比図 …… 13
15　市税の推移 …… 14
16　市税の決算額の推移 …… 17

〔市　民　税〕

1　個人市民税納税義務者調 …… 18
2　個人市民税調定額調 …… 18
3　個人市民税所得区分別課税状況 …… 18
⑴　納税義務者数 …… 18
⑵　税　額 …… 19
4　個人市民税年度別所得割納税義務者調 …… 20
5　個人市民税年度別所得割額調 …… 20
6　個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調 …… 20
7　個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 …… 21
8　個人市民税特別徴収義務者等に関する調 …… 22
9　個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移 …… 22
10　法人市民税調定額調 …… 23
11　法人市民税年度月別調定額調 …… 23
12　法人市民税調定額の推移 …… 24
13　法人市民税均等割納税義務者数調 …… 25

14　法人市民税均等割調定額調 …… 25
15　法人市民税業種別税割額調 …… 26

〔市たばこ税〕

1　市たばこ税調定額調 …… 27
2　たばこ月別売渡本数調 …… 27

〔軽自動車税〕

1　軽自動車税課税状況 …… 28
2　非課税及び減免状況 …… 28
3　標識弁償金調定額調（決算額） …… 29

〔固定資産税，都市計画税〕

1　固定資産税資産別調定額調 …… 30
2　固定資産税資産別納税義務者調 …… 30
3　都市計画税資産別調定額調 …… 30
4　都市計画税資産別納税義務者調 …… 30
5　固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移 …… 31
6　土地評価の概要 …… 32
(1)　総　　括 …… 32
(2)　納税義務者数 …… 32
(3)　土地の評価状況 …… 34
7　土地評価の推移 …… 35
(1)　課税地積 …… 35
(2)　課税筆数 …… 35
(3)　評 価 額 …… 35
8　宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの） …… 36
9　家屋評価の概要 …… 36
(1)　総　　括 …… 36
(2)　家屋評価の推移 …… 37
①　全　家　屋 …… 37
②　木 造 家 屋 …… 38
③　非木造家屋 …… 40
(3)　新増築家屋評価件数等調 …… 40
10　償却資産の概要 …… 42
(1)　総　　括 …… 42

(2) 納税義務者数 …… 42
(3) 償却資産調定額等調 …… 43
(4) 償却資産調定額の推移 …… 43
11 固定資産課税台帳の閲覧状況 …… 44
12 固定資産評価審査委員会 …… 45
固定資産評価審査委員会審査状況 …… 45

〔徴 収 関 係〕

1 督促状発付状況 …… 46
2 市税の預金口座振替状況 …… 46
3 過誤納金の還付状況 …… 48
4 差押件数調 …… 50
5 平成29年度不納欠損処分事由別 …… 51
6 不納欠損額状況 …… 51

〔そ の 他〕

1 証明件数の推移 …… 52
2 証明手数料一覧 …… 52
3 公示送達の推移 …… 53
4 税務手当（特殊勤務手当） …… 53
5 市税の賦課徴収に要する経費決算額調 …… 54

〔税 率 等〕 …… 56

〔譲与税等の譲与等の基準〕 …… 62

〔市税の税率等の推移〕 …… 65

〔総　　括〕

1　位置と面積等

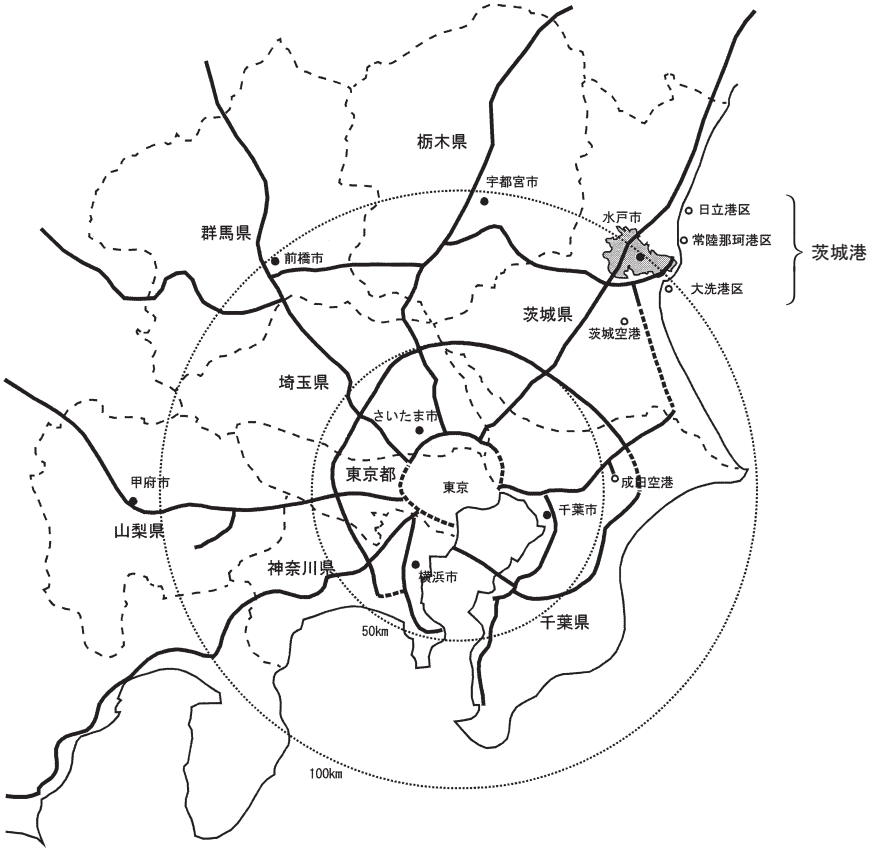

市域面積	217.32㎢
東西	23.7km
南北	18.2km
市役所の位置	
東経	140° 28′ 17″
北緯	36° 21′ 57″

2　市域の変遷

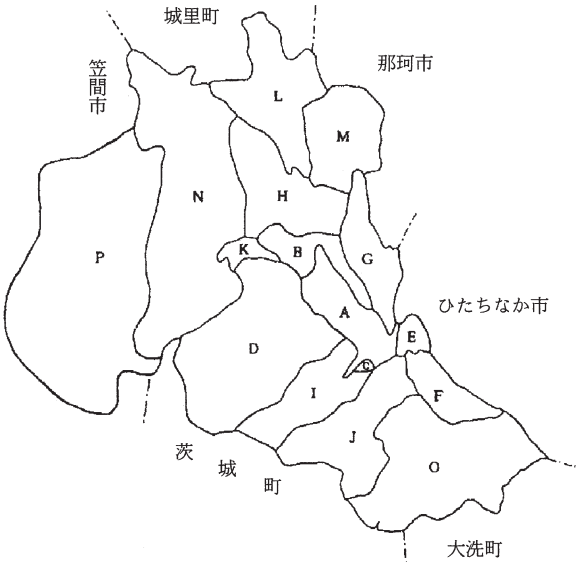

市域のひろがり

符号	編入年月日	旧町村名	面積(㎢)	人口(人)
A	明治22年４月１日	市制施行	6.17	25,591
B	昭和８年３月15日	常磐村	13.26	64,771
C	昭和24年11月３日	吉田村の一部	13.37	67,885
D	昭和27年４月１日	緑岡村	39.23	82,351
E	昭和27年４月１日	上大野村の一部		
F	昭和30年４月１日	上大野村	86.93	110,436
G	昭和30年４月１日	柳河村		
H	昭和30年４月１日	渡里村		
I	昭和30年４月１日	吉田村		
J	昭和30年４月１日	酒門村の一部		
K	昭和30年４月１日	河和田村の一部		
L	昭和32年６月１日	飯富村	111.54	120,775
M	昭和32年６月１日	国田村		
N	昭和33年４月１日	赤塚村	146.02	132,944
O	平成４年３月３日	常澄村	175.90	246,600
P	平成17年２月１日	内原町	217.45	262,603

注１　人口は，各年10月1日現在
　　２　平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として，面積が217.43㎢となっている。
　　３　平成26年10月1日から面積計測方法の変更を要因として，面積が217.32㎢となっている。

平成３０年４月１日現在

3　行政機構図

《主な仕事》

［市長部局］

- 市長
  - 副市長
    - 市長公室
      - 秘書課 ― 秘書，儀式及び表彰，文化栄誉賞，姉妹都市及び親善都市
      - 政策企画課 ― 総合計画の進行管理，行政課題の調査・研究，広域行政の企画・推進
      - 交通政策課 ― 公共交通政策，広域交通体系，自転車走行空間整備の企画
      - 情報政策課 ― 市行政の情報化，情報システム機器の維持管理，統計
      - みとの魅力発信課 ― 広報活動，広聴活動，市のイメージアップ戦略，フィルムコミッション，市民相談
      - 国体推進局
        - 国体総務課 ― 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の推進
        - 国体競技課 ― 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の競技会の運営
    - 総務部
      - 総務法制課 ― 文書管理，条例・規則等の審査，情報公開，訴訟・審査請求の調整
      - 行政改革課 ― 行政改革，行政組織，職員定数，行政評価，民間活力活用推進
      - 中核市移行推進課 ― 中核市移行の推進
      - 人事課 ― 人事管理，給与，職員研修，福利厚生
      - 財産活用課 ― 市庁舎の維持管理，市有財産の管理及び活用，集中管理自動車の保管・整備
      - 新庁舎整備課 ― 新庁舎整備の推進
    - 財務部
      - 財政課 ― 議会の招集及び議案作成，予算の編成，市債及び地方交付税，財政事情の公表
      - 契約検査課 ― 工事等の入札及び契約，物品の購入，工事の設計審査，各種建設工事等の検査
      - 税務事務所
        - 市民税課 ― 個人市民税，法人市民税，軽自動車税，市たばこ税，その他諸税の賦課
        - 資産税課 ― 固定資産税・都市計画税の賦課，土地・家屋・償却資産の調査及び評価
        - 収税課 ― 市税の収納，納税証明の発行，納税相談，滞納整理，公売
    - 市民協働部
      - 市民生活課 ― 地域コミュニティの推進，市民センター，消費生活センター，市民との協働の推進
      - 防災・危機管理課 ― 防災，危機管理，原子力安全対策，国民保護，交通安全対策，防犯，空家空地等の適正管理
      - 文化交流課 ― 芸術文化の振興，国際交流，平和事業
      - 新市民会館整備課 ― 新市民会館の整備・運営
      - スポーツ課 ― 市民スポーツ，水戸黄門漫遊マラソンの推進
      - 体育施設整備課 ― スポーツ施設の整備・維持管理
      - 男女平等参画課 ― 男女平等参画の推進，男女平等参画センター
      - 市民課 ― 住民異動及び戸籍の届出，証明書等の発行，印鑑登録，個人番号カード，パスポートセンター
    - 生活環境部
      - 環境課 ― 環境保全，鳥獣の保護，公害に係る調査・相談
      - 衛生管理課 ― 浄化槽・し尿・墓地の手続，見川クリーンセンター，斎場
      - ごみ対策課 ― ごみの減量化，廃棄物の相談・指導，ごみ処理事業の企画
      - 新ごみ処理施設整備課 ― 新ごみ処理施設整備の推進
      - 清掃事務所 ― 一般廃棄物の収集，資源物の収集，清掃工場の運転
    - 保健福祉部
      - 福祉総務課 ― 地域福祉の推進，民生・児童委員，災害見舞，人権擁護，地域改善対策，社会福祉法人の設立認可等
      - 生活福祉課 ― 生活保護の決定及び実施，生活困窮者自立支援，行旅病人及び行旅死亡人
      - 障害者福祉課 ― 障害者手帳，障害者の福祉サービス，障害者の福祉手当，子ども発達支援センター
      - 高齢福祉課 ― 高齢者の総合支援，老人福祉施設の管理，敬老事業，地域支援センター
      - 子ども課 ― 子育て支援，少子対策，児童手当・児童扶養手当，女性・ＤＶ相談，家庭児童相談
      - 国保年金課 ― 国民健康保険，医療福祉費，後期高齢者医療，国民年金
      - 介護保険課 ― 介護保険料の算定・徴収，要介護・要支援の認定，介護サービスの保険給付，事業者の指導・管理
      - 保健センター ― 健康相談，健康診査，予防接種，休日夜間緊急診療の運営，地域医療
      - 保健所準備課 ― 保健所準備の推進
    - 産業経済部
      - 商工課 ― 中心市街地活性化対策の総合調整，商業・工業の振興，雇用促進，市営駐車場
      - 観光課 ― 観光振興，観光イベント，観光物産・土産品
      - 農政課 ― 農用地に関する証明，農業担い手の育成，森林の保護，畜産・水産の振興
      - 農業環境整備課 ― 農業集落排水，土地改良事業，地籍調査
      - 農業技術センター ― 農業技術の研究及び指導，農作物の病害虫等防除，市民農園，植物公園，水戸の花絵巻事業
      - 公設地方卸売市場 ― 市場整備の計画，市場施設の維持管理，市場取扱品の統計・広報
    - 建設部
      - 建設計画課 ― 道路・河川・都市下水路・排水路等の事業計画，道路の認定，廃止等，土砂採取事業の規制
      - 道路管理課 ― 道路・橋りょうの管理，台帳管理，道路に関わる証明，法定外公共物の財産管理等
      - 道路建設課 ― 市道の新設・改良，交通安全施設整備，橋りょうの整備
      - 生活道路整備課 ― 狭あい道路の拡幅整備，側溝の新設・改良，未舗装の認定外道路の舗装整備
      - 河川都市排水課 ― 河川等(準用河川，排水路，都市下水路)の管理及び整備
      - 建築課 ― 市有建築物の建築工事の設計や工事監理，市有建築物の耐震診断や耐震改修
      - 土木補修事務所 ― 市道の維持補修全般，交通安全施設の補修，下水道・都市下水路・排水路の補修
      - 内原建設事務所 ― 内原地域の道路・橋りょう等の整備及び維持補修
  - 副市長
    - 都市計画部
      - 都市計画課 ― 都市計画の決定・変更，都市景観，屋外広告物の許可・取締，駐車場の整備計画
      - 建築指導課 ― 建築の確認及び検査，開発行為の許可及び検査，違反建築物・開発の指導
      - 公園緑地課 ― 公園整備の推進，公園の管理，緑化の推進，千波湖の水質浄化
      - 市街地整備課 ― 中心市街地の道路整備等，弘道館・水戸城跡周辺地区整備，土地区画整理
      - 住宅政策課 ― 住宅政策，市営住宅
      - 泉町周辺地区開発事務所 ― 泉町周辺地区の再開発事業の推進
    - 下水道部
      - 下水道管理課 ― 下水道の計画，下水道の使用料
      - 下水道整備課 ― 下水道の整備
      - 下水道施設管理事務所 ― 下水道の維持，下水処理施設
  - 会計管理者
    - 会計課 ― 現金・有価証券の出納及び保管，決算の調製，支出命令の審査

《主な仕事》

［消　防］

- 消防本部
  - 消防総務課 ― 消防事務の企画・調整，消防施設の管理，人事管理
  - 火災予防課 ― 建物や危険物施設等の立入検査，防火管理指導，違反対策，防災訓練や研修会
  - 消防救助課 ― 各種災害の防ぎょ対策，消防車両等の配備，いばらき消防指令センター
  - 救　急　課 ― 応急手当・ＡＥＤの普及啓発，救急車の管理，救急隊の育成
  - 北消防署 ― 災害発生時の消火・救急・救助，消防水利の調査
  - 南消防署 ― 災害発生時の消火・救急・救助，消防水利の調査

※　１１９番通報の受付及び出動命令は，指令センター係

［水　道］

- 水道事業管理者 ― 水道部
  - 水道総務課 ― 水道事業の企画，広報広聴，物品・工事等の入札・契約・検査，人事管理，上下水道統合の推進
  - 経　理　課 ― 現金の出納及び資金計画，決算，水道部財産の管理
  - 料　金　課 ― 水道メータ検針，水道料金の算出，納入通知，収納業務
  - 水道整備課 ― 送配水管施設等の工事
  - 給　水　課 ― 給水装置工事，漏水調査及び修理受付，量水器の維持管理，鉛製給水管解消
  - 浄水管理事務所 ― 水質の検査，施設の運転，楮川ダム及び貯水池の維持管理

※　水道の使用開始申込・中止の届出・水道料金等の支払・納付相談・問合せは，水道部お客様受付センター

［教育委員会］

- 教育長 ― 教育部
  - 教育企画課 ― 教育委員会会議，人事管理，教育行政に係る企画・調整
  - 学校管理課 ― 市立小中学校への転入学，就学援助，学校事故
  - 学校保健給食課 ― 学校保健，給食，学校給食共同調理場
  - 幼児教育課 ― 市立幼稚園・保育所への転入園（所），就学前教育・保育，支給認定
  - 学校施設課 ― 学校の予算経理，教材・教具等の整備，学校施設の整備・維持管理
  - 生涯学習課 ― 生涯学習，社会教育，青少年教育，みと好文カレッジ，少年自然の家，移動天文車
  - 歴史文化財課 ― 文化財保護，世界遺産の登録推進，埋蔵文化財センター，博物館
  - 中央図書館 ― 中央図書館，図書館資料の提供，学校図書館支援
  - 総合教育研究所 ― 学校への指導，学校教育等に係る調査・研究，教職員研修，特別支援教育，教育相談，青少年相談，開放学級
  - 内原中央公民館 ― 各種講座等の開催，くれふしの里古墳公園，郷土史義勇軍資料館

［選挙管理委員会］

- 選挙管理委員会事務局 ― 選挙の執行管理，選挙人名簿の整理，選挙の啓発

［監査委員］

- 監査委員事務局 ― 監査，決算審査，現金の出納検査

［農業委員会］

- 農業委員会事務局 ― 農地の権利移動，農地転用，農業者年金，農業委員会報

［議会］

- 議会事務局
  - 総　務　課 ― 議員の身分・報酬，会計経理，議事堂の管理，茨城県市議会議長会
  - 議　事　課 ― 本会議，常任委員会，特別委員会，議案・請願・陳情，法制，行政視察，議会報

4　税務機構及び事務分掌（4月1日現在）

	課名	係名	所長	課長	副参事	課長補佐	係長	事務職員	計	事務分掌
税務事務所			1						1	
	市民税課			1		2			3	
		税制係					1	3	4	1　税務事務所内の調整に関すること。 2　税務事務所内の予算調整，経理及び庶務に関すること。 3　市税の統計に関すること。 4　市税に係る条例及び規則に関すること。 5　税制度の調査に関すること。 6　地方譲与税，利子割交付金，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金，地方消費税交付金，ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金に関すること。 7　固定資産評価審査委員会に関すること。
		諸税係					1	3	4	1　市税等の調定に関すること。 2　課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 3　市たばこ税及び軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 4　法人マスターの管理に関すること。 5　法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6　入湯税の調査及び賦課に関すること。
		市民税第1係					1	7	8	1　市税等の調査及び賦課に関すること。
		市民税第2係					1	7	8	1　市税等の調査及び賦課に関すること。
		小計		1		2	4	20	27	
	資産税課			1	(1)	3			4 (1)	
		資産税係					1	4	5	1　固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 2　国有資産等所在市町村交付金に関すること。 3　課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。
		家屋第1係					(1)	4	4 (1)	1　家屋の調査及び評価に関すること。
		家屋第2係					1	5	6	1　家屋の調査及び評価に関すること。
		土地評価係					1	4	5	1　土地の評価に関すること。 2　特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
		土地調査係					1	3	4	1　土地の調査に関すること。
		償却資産係					1	3	4	1　償却資産の調査及び評価に関すること。
		小計		1	(1)	3	5 (1)	23	32 (2)	

	課名	係名	所長	課長	副参事	課長補佐	係長	事務職員	計	事務分掌
税務事務所	収税課			1	(1)	3			4 (1)	
		管理係					1	8	9	1　収納対策の総合調整に関すること。 2　納税思想の普及及び納税相談に関すること。 3　市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納管理に関すること。 4　納税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 5　市税等の過誤納金の還付に関すること。 6　督促状の発付に関すること。 7　市税の減免に関すること。 8　市税等の口座振替に関すること。 9　茨城租税債権管理機構に関すること。
		整理第1係					1	7	8	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第2係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第3係					1	5	6	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第4係					1	5	6	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		小計		1	(1)	3	5	31	40 (1)	
	合計		1	3	(2)	8	14 (1)	74	100 (3)	

※副参事（ ）内は副参事兼課長補佐で，課長補佐の人員に含まれている。
※係長（ ）内は課長補佐兼係長で，課長補佐の人員に含まれている。

5　人口, 世帯数調（4月1日現在）

区分 年度	人　　口 （人）	世 帯 数 （世帯）	1㎢当り人口 （人）	1㎢当り世帯数 （世帯）	1世帯当り人員 （人）
26	270,291	116,294	1,243	535	2.32
27	270,540	117,511	1,245	541	2.30
28	270,528	117,963	1,245	543	2.29
29	270,376	119,193	1,244	548	2.27
30	269,925	120,088	1,242	553	2.25

6　税務職員の推移（4月1日現在）

区分 年度	税務職員数 （人）	職員1人当り人口 （人）	職員1人当り世帯数 （世帯）	職員1人当り面積 （㎢）
26	101	2,676	1,151	2.15
27	99	2,733	1,187	2.20
28	100	2,706	1,180	2.17
29	102	2,651	1,169	2.13
30	100	2,699	1,201	2.17

7　各会計別歳入歳出予算（決算）

（単位:千円）

会計別＼年度	平成30年度当初予算	平成29年度決算 歳入	平成29年度決算 歳出
一般会計	130,013,000	126,218,776	117,976,717
特別会計	54,076,400	56,563,291	53,986,990
国民健康保険会計	25,759,200	28,790,101	28,011,500
公設地方卸売市場事業会計	636,400	1,000,801	453,693
駐車場事業会計	189,000	153,240	135,340
農業集落排水事業会計	771,000	931,005	857,862
東前第四土地区画整理事業会計	9,600	12,290	8,358
東前第二土地区画整理事業会計	434,000	400,605	286,767
公共用地先行取得事業会計	601,500	191,971	191,971
介護保険会計	22,275,000	22,055,893	21,018,868
介護サービス事業会計	48,500	70,754	66,783
後期高齢者医療会計	3,352,200	2,956,631	2,955,848
合計	184,089,400	182,782,067	171,963,707

8　市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）

（単位:円）

区分＼年度	一般会計歳出額 1世帯当り	一般会計歳出額 市民1人当り	市税負担額 1世帯当り	市税負担額 市民1人当り
26	831,169	357,615	356,499	153,385
27	890,938	386,985	350,145	152,088
28	959,148	418,172	344,536	150,212
29	1,048,686	462,304	351,706	155,046
30	1,082,648	481,663	349,456	155,471

9　平成30年度一般会計歳入歳出予算（当初）

（単位:千円）

歳入			歳出		
款項	予算額	構成比(%)	款項	予算額	構成比(%)
1 市税	41,965,436	32.3	1 議会費	550,995	0.4
(1) 市民税	21,723,295	(16.7)	2 総務費	12,603,737	9.7
(2) 固定資産税	15,972,934	(12.3)	(2) 徴税費	1,247,666	(1.0)
(3) 軽自動車税	626,399	(0.5)	① 税務総務費	849,403	(0.7)
(4) 市たばこ税	2,006,006	(1.5)	② 賦課徴収費	398,263	(0.3)
(5) 都市計画税	1,636,802	(1.3)	3 民生費	43,305,194	33.3
2 地方譲与税	746,000	0.6	4 衛生費	19,185,640	14.8
3 利子割交付金	55,600	−	5 労働費	49,089	−
4 配当割交付金	167,000	0.1	6 農林水産業費	2,057,068	1.6
5 株式等譲渡所得割交付金	169,800	0.1	7 商工費	1,290,884	1.0
6 地方消費税交付金	5,112,400	3.9	8 土木費	20,316,052	15.6
7 ゴルフ場利用税交付金	56,900	0.1	9 消防費	3,649,462	2.8
8 自動車取得税交付金	224,300	0.2	10 教育費	16,711,868	12.9
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	500	−	11 災害復旧費	2	−
10 地方特例交付金	216,200	0.2	12 公債費	10,193,009	7.8
11 地方交付税	13,736,000	10.6	13 予備費	100,000	0.1
12 交通安全対策特別交付金	48,000	−			
13 分担金及び負担金	3,299,263	2.5			
14 使用料及び手数料	2,499,732	1.9			
15 国庫支出金	27,154,293	20.9			
16 県支出金	8,862,881	6.8			
17 財産収入	288,914	0.2			
18 寄附金	279,735	0.2			
19 繰入金	5,495,489	4.2			
20 繰越金	200,000	0.2			
21 諸収入	2,685,057	2.1			
22 市債	16,749,500	12.9			
歳入合計	130,013,000	100.0	歳出合計	130,013,000	100.0

10　平成30年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図

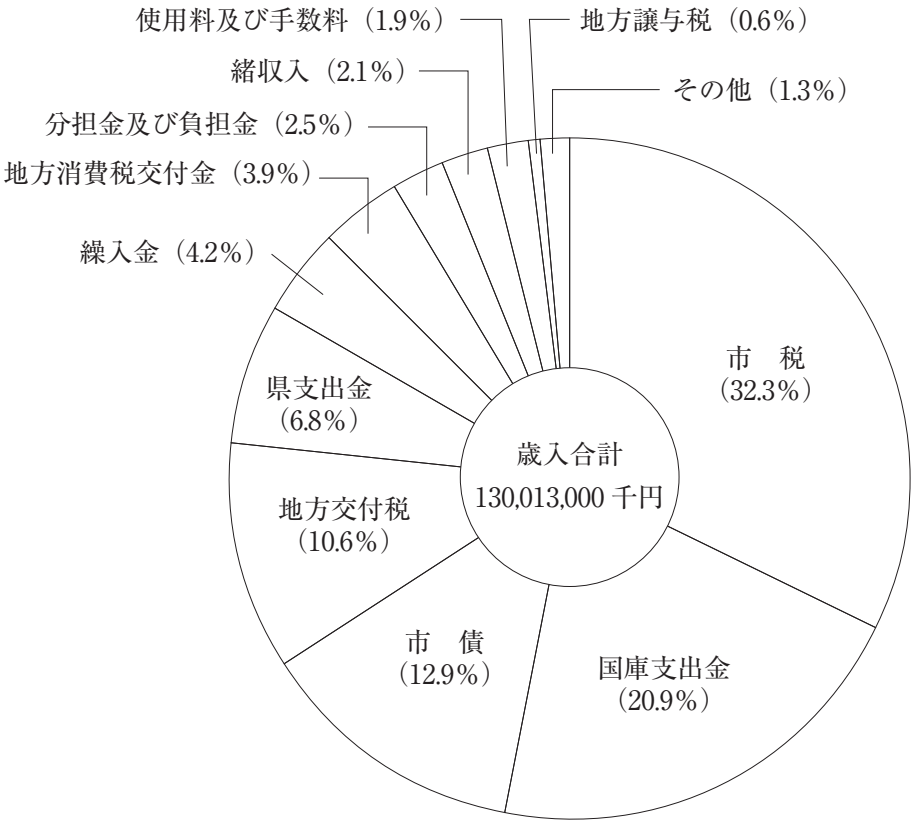

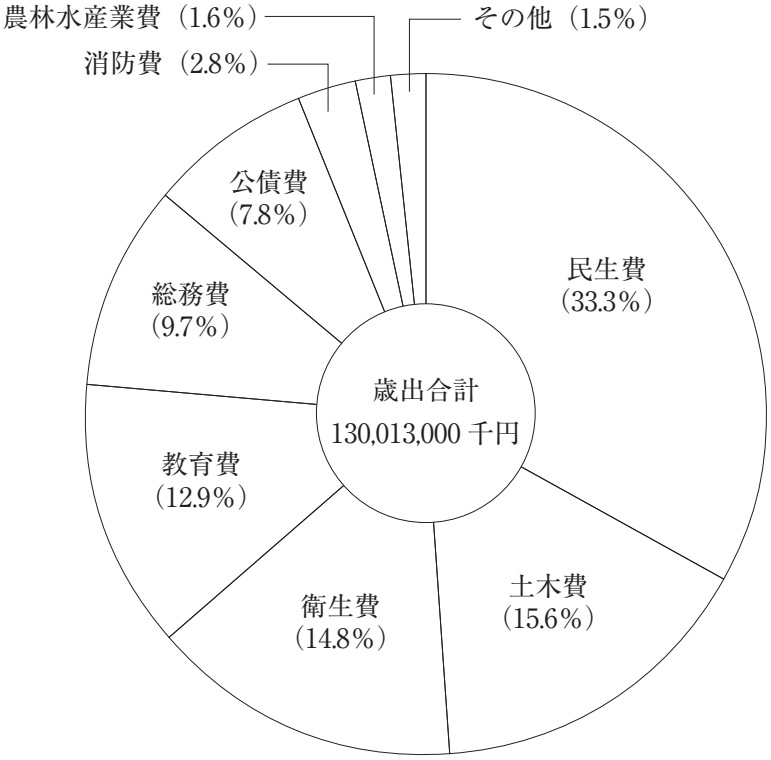

11　平成30年度市税当初予算

（単位:千円）

区分 税目	現年課税分	滞納繰越分	合　計	構成比(%)
1　市民税	21,559,926	163,369	21,723,295	51.8
(1)　個人	16,399,739	144,709	16,544,448	39.4
均等割	459,103	4,051	463,154	1.1
所得割	15,940,636	140,658	16,081,294	38.3
(2)　法人	5,160,187	18,660	5,178,847	12.4
均等割	1,335,011	4,828	1,339,839	3.2
法人税割	3,825,176	13,832	3,839,008	9.2
2　固定資産税	15,789,926	183,008	15,972,934	38.0
(1)　固定資産税	15,588,401	183,008	15,771,409	37.5
土地	5,405,625	63,462	5,469,087	13.0
家屋	7,773,490	91,261	7,864,751	18.7
償却資産	2,409,286	28,285	2,437,571	5.8
(2)　交付金及び納付金	201,525	－	201,525	0.5
交付金	201,525	－	201,525	0.5
納付金	－	－	－	－
3　軽自動車税	615,712	10,687	626,399	1.5
4　市たばこ税	2,006,006	－	2,006,006	4.8
	－	－	－	－
5　都市計画税	1,620,521	16,281	1,636,802	3.9
土地	752,034	7,556	759,590	1.8
家屋	868,487	8,725	877,212	2.1
合計	41,592,091	373,345	41,965,436	100.0

12　市税税目別構成比図

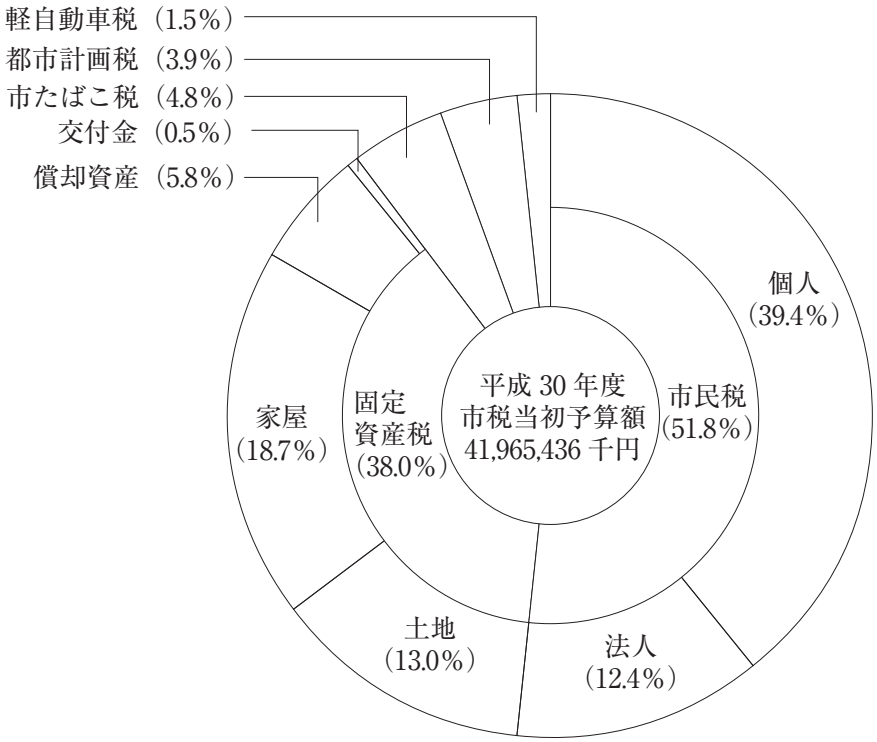

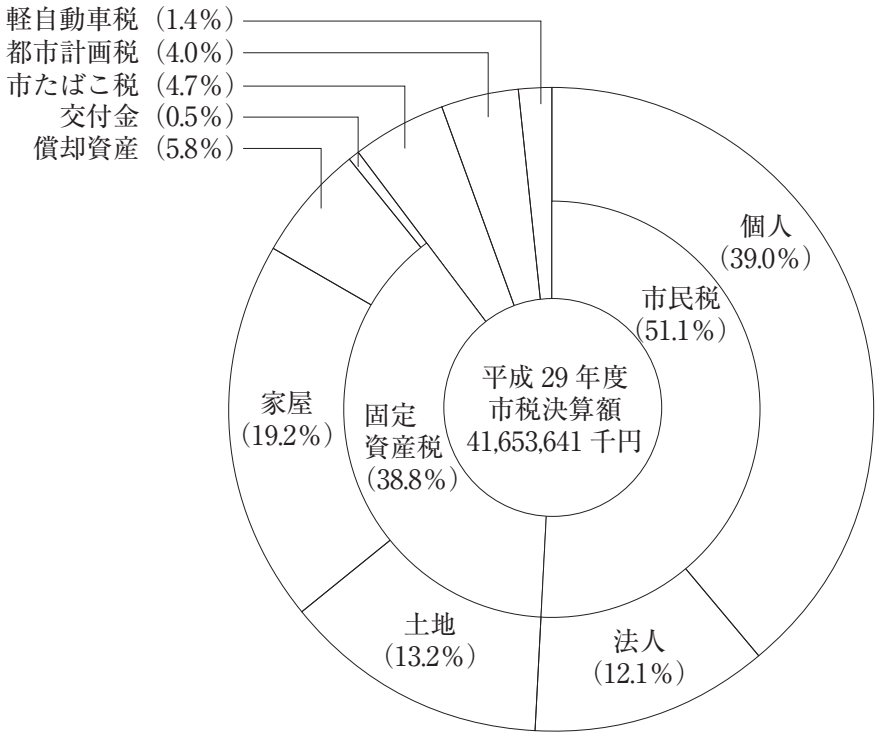

13　平成29年度一般会計歳入歳出決算

（単位:千円）

歳入			歳出		
款項	決算額	構成比（%）	款項	決算額	構成比（%）
1　市税	41,653,641	33.1	1　議会費	544,388	0.5
（1）市民税	21,297,268	（16.9）	2　総務費	17,255,453	14.6
（2）固定資産税	16,151,977	（12.8）	（2）徴税費	1,282,952	（1.1）
（3）軽自動車税	585,251	（0.5）	①税務総務費	835,294	（0.7）
（4）市たばこ税	1,962,153	（1.6）	②賦課徴収費	447,658	（0.4）
（5）都市計画税	1,656,992	（1.3）	3　民生費	40,740,977	34.5
2　地方譲与税	755,433	0.6	4　衛生費	9,799,363	8.3
3　利子割交付金	61,157	0.1	5　労働費	46,400	0.1
4　配当割交付金	185,635	0.1	6　農林水産業費	2,041,421	1.7
5　株式等譲渡所得割交付金	184,546	0.1	7　商工費	1,124,534	1.0
6　地方消費税交付金	4,896,609	3.9	8　土木費	16,997,031	14.4
7　ゴルフ場利用税交付金	58,352	－	9　消防費	3,555,772	3.0
8　自動車取得税交付金	206,854	0.2	10　教育費	16,301,198	13.8
9　国有提供施設等所在市町村助成交付金	518	－	11　災害復旧費	99,507	0.1
10　地方特例交付金	185,932	0.1	12　公債費	9,470,673	8.0
11　地方交付税	15,022,133	11.9	13　予備費	0	－
12　交通安全対策特別交付金	45,563	－			
13　分担金及び負担金	2,844,283	2.3			
14　使用料及び手数料	2,429,350	1.9			
15　国庫支出金	22,887,558	18.1			
16　県支出金	8,495,412	6.7			
17　財産収入	78,487	0.1			
18　寄附金	193,399	0.2			
19　繰入金	3,695,809	2.9			
20　繰越金	4,627,405	3.7			
21　諸収入	2,920,700	2.3			
22　市債	14,790,000	11.7			
歳入合計	126,218,776	100.0	歳出合計	117,976,717	100.0

14　平成29年度一般会計歳入歳出決算構成比図

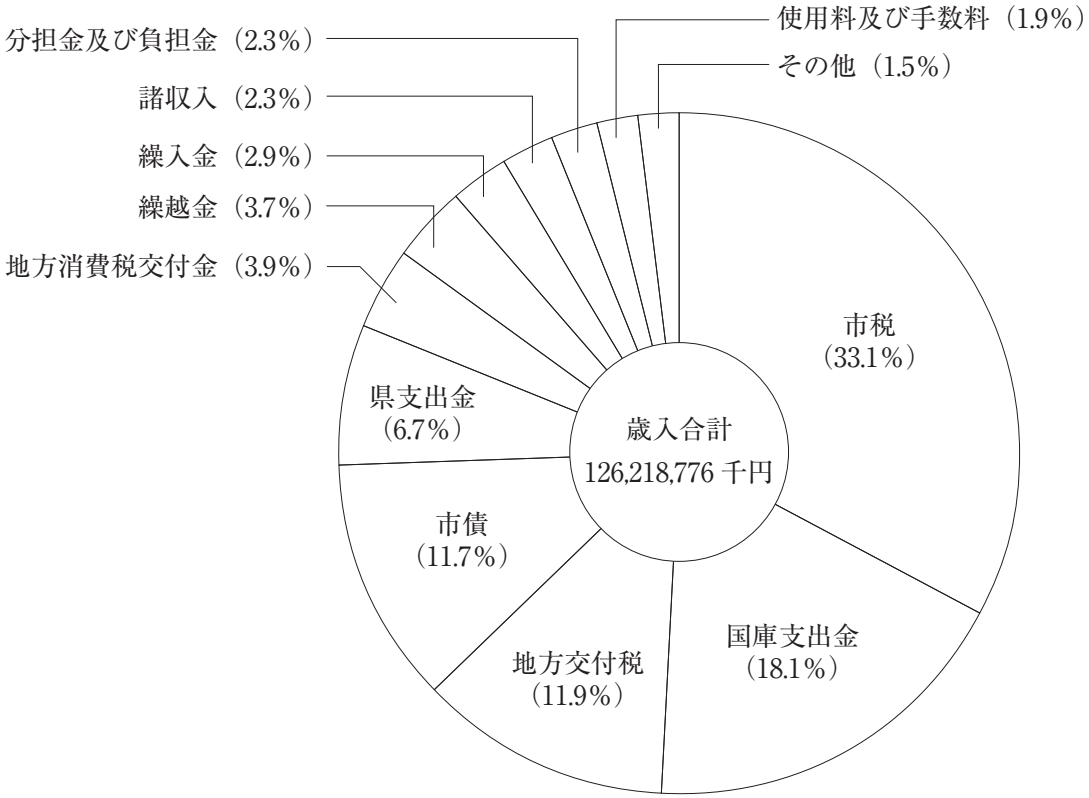

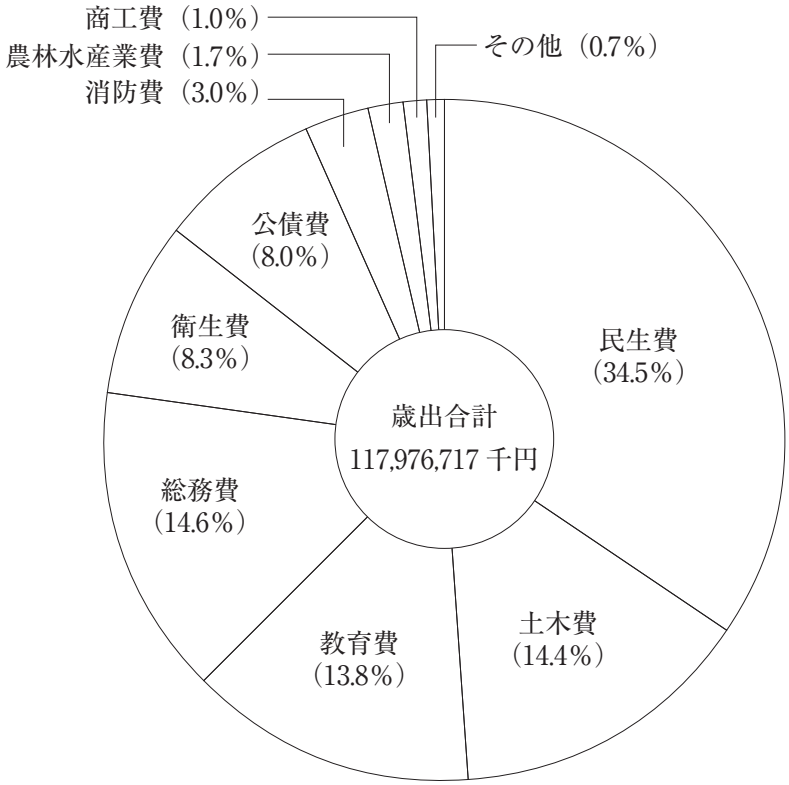

15　市税の推移

（単位:千円）

年度 / 科目		平成27年度				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		41,145,910	43,719,952	41,049,243	99.8	93.9
現年課税分		40,429,468	40,950,762	40,358,161	99.8	98.6
滞納繰越分		716,442	2,769,190	691,082	96.5	25.0
1 市民税		21,568,954	22,416,533	21,148,425	98.1	94.3
現年課税分		21,243,850	21,135,237	20,829,671	98.1	98.6
個人		15,806,981	15,650,470	15,373,048	97.3	98.2
法人		5,436,869	5,484,767	5,456,623	100.4	99.5
均等割		1,255,561	1,281,629	1,260,158	100.4	98.3
法人税割		4,181,308	4,203,138	4,196,465	100.4	99.8
滞納繰越分		325,104	1,281,296	318,754	98.0	24.9
2 固定資産税		15,323,670	16,830,077	15,604,531	101.8	92.7
現年課税分		14,978,201	15,524,242	15,277,815	102.0	98.4
固定資産税		14,767,049	15,313,043	15,066,616	102.0	98.4
土地		5,424,798	5,624,481	5,533,969	102.0	98.4
家屋		7,439,581	7,613,006	7,490,492	100.7	98.4
償却資産		1,902,670	2,075,556	2,042,155	107.3	98.4
交付金及び納付金		211,152	211,199	211,199	100.0	100.0
滞納繰越分		345,469	1,305,835	326,716	94.6	25.0
3 軽自動車税		473,590	513,378	460,389	97.2	89.7
現年課税分		462,933	465,285	450,952	97.4	96.9
滞納繰越分		10,657	48,093	9,437	88.6	19.6
4 市たばこ税		2,145,434	2,185,962	2,185,962	101.9	100.0
現年課税分		2,145,434	2,185,962	2,185,962	101.9	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 特別土地保有税		－	－	－	－	－
現年課税分		－	－	－	－	－
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,634,262	1,774,002	1,649,936	101.0	93.0
現年課税分		1,599,050	1,640,036	1,613,761	100.9	98.4
滞納繰越分		35,212	133,966	36,175	102.7	27.0
前年比	市税	99.2	96.5	97.6		
	現年課税分	99.7	97.9	98.1		
	滞納繰越分	79.7	80.4	73.3		

（単位:千円）

年度 / 科目	平成28年度				
	予算額	決算額		収入歩合	
		調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税	40,642,537	43,850,743	41,713,527	102.6	95.1
現年課税分	40,105,566	41,667,327	41,096,560	102.5	98.6
滞納繰越分	536,971	2,183,416	616,967	114.9	28.3
1 市民税	20,736,212	22,600,548	21,496,216	103.7	95.1
現年課税分	20,475,030	21,497,259	21,191,804	103.5	98.6
個人	15,740,870	16,080,728	15,850,837	100.7	98.6
法人	4,734,160	5,416,531	5,340,967	112.8	98.6
均等割	1,218,653	1,341,513	1,305,476	107.1	97.3
法人税割	3,515,507	4,075,018	4,035,491	114.8	99.0
滞納繰越分	261,182	1,103,289	304,412	116.6	27.6
2 固定資産税	15,591,955	16,802,517	15,907,995	102.0	94.7
現年課税分	15,353,212	15,855,720	15,634,280	101.8	98.6
固定資産税	15,144,471	15,646,972	15,425,531	101.9	98.6
土地	5,353,200	5,551,651	5,473,082	102.2	98.6
家屋	7,700,500	7,797,701	7,687,345	99.8	98.6
償却資産	2,090,771	2,297,620	2,265,104	108.3	98.6
交付金及び納付金	208,741	208,748	208,749	100.0	100.0
滞納繰越分	238,743	946,797	273,715	114.6	28.9
3 軽自動車税	512,189	610,335	554,958	108.4	90.9
現年課税分	503,043	566,589	545,483	108.4	96.3
滞納繰越分	9,146	43,746	9,475	103.6	21.7
4 市たばこ税	2,155,516	2,102,972	2,102,972	97.6	100.0
現年課税分	2,155,516	2,102,972	2,102,972	97.6	100.0
滞納繰越分	−	−	−	−	−
5 特別土地保有税	−	−	−	−	−
現年課税分	−	−	−	−	−
滞納繰越分	−	−	−	−	−
6 都市計画税	1,646,665	1,734,371	1,651,386	100.3	95.2
現年課税分	1,618,765	1,644,787	1,622,021	100.2	98.6
滞納繰越分	27,900	89,584	29,365	105.3	32.8
前年比 市税	98.8	100.3	101.6		
前年比 現年課税分	99.2	101.7	101.8		
前年比 滞納繰越分	74.9	78.8	89.3		

（単位:千円）

年度 / 科目	平成29年度				
	予算額	決算額		収入歩合	
		調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税	41,920,835	43,564,836	41,653,641	99.4	95.6
現年課税分	41,539,852	41,768,727	41,222,458	99.2	98.7
滞納繰越分	380,983	1,796,109	431,183	113.2	24.0
1 市民税	21,621,046	22,273,400	21,297,268	98.5	95.6
現年課税分	21,421,593	21,388,986	21,102,371	98.5	98.7
個人	15,961,612	16,299,948	16,056,095	100.6	98.5
法人	5,459,981	5,089,038	5,046,276	92.4	99.2
均等割	1,295,863	1,344,801	1,310,887	101.2	97.5
法人税割	4,164,118	3,744,237	3,735,389	89.7	99.8
滞納繰越分	199,453	884,414	194,897	97.7	22.0
2 固定資産税	16,005,877	16,957,468	16,151,977	100.9	95.2
現年課税分	15,845,619	16,165,899	15,947,663	100.6	98.7
固定資産税	15,639,584	15,964,377	15,746,141	100.7	98.6
土地	5,381,261	5,523,309	5,447,804	101.2	98.6
家屋	7,885,484	8,012,272	7,902,743	100.2	98.6
償却資産	2,372,839	2,428,796	2,395,594	101.0	98.6
交付金及び納付金	206,035	201,522	201,522	97.8	100.0
滞納繰越分	160,258	791,569	204,314	127.5	25.8
3 軽自動車税	596,285	642,144	585,251	98.1	91.1
現年課税分	586,832	595,239	574,525	97.9	96.5
滞納繰越分	9,453	46,905	10,726	113.5	22.9
4 市たばこ税	2,054,746	1,962,153	1,962,153	95.5	100.0
現年課税分	2,054,746	1,962,153	1,962,153	95.5	100.0
滞納繰越分	－	－	－	－	－
5 特別土地保有税	－	－	－	－	－
現年課税分	－	－	－	－	－
滞納繰越分	－	－	－	－	－
6 都市計画税	1,642,881	1,729,671	1,656,992	100.9	95.8
現年課税分	1,631,062	1,656,450	1,635,746	100.3	98.8
滞納繰越分	11,819	73,221	21,246	179.8	29.0
前年比 市税	103.1	99.3	99.9		
前年比 現年課税分	103.6	100.2	100.3		
前年比 滞納繰越分	71.0	82.3	69.9		

16　市税の決算額の推移

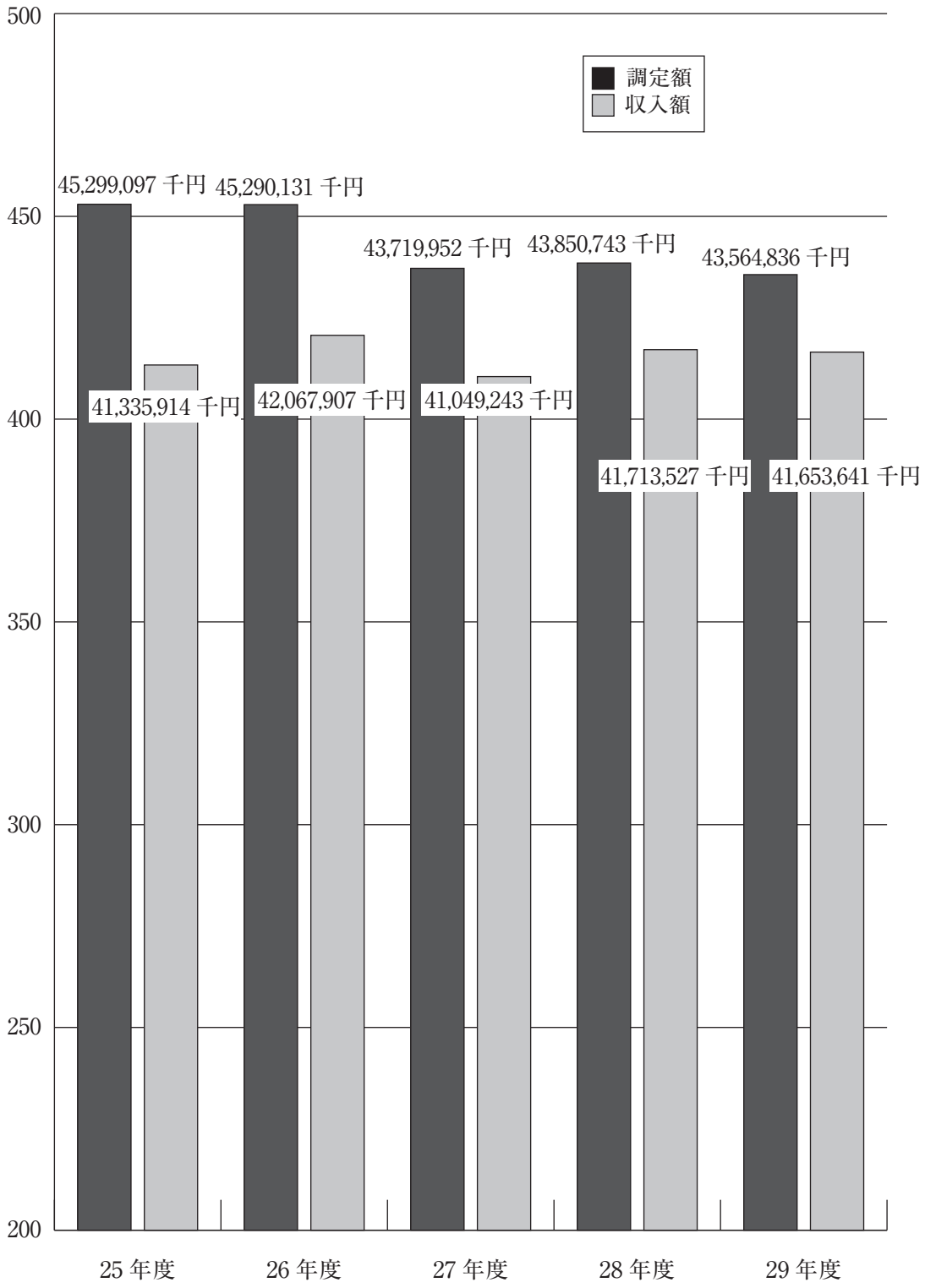

〔市　民　税〕

1　個人市民税納税義務者調（7月1日現在）

区分＼年度	26		27	
	人員（人）	構成比（%）	人員（人）	構成比（%）
均等割のみの者	8,038	6.3	8,079	6.3
所得割のみの者	－	－	－	－
均等割所得割の者	118,645	93.7	119,557	93.7
計	126,683	100.0	127,636	100.0
前年比（%）	101.2		100.8	

2　個人市民税調定額調（7月1日現在）

区分＼年度	26		27	
	調定額（千円）	構成比（%）	調定額（千円）	構成比（%）
均等割	443,391	2.9	446,726	2.8
所得割	15,020,499	97.1	15,234,823	97.2
計	15,463,890	100.0	15,681,549	100.0
前年比（%）	102.2		101.4	

3　個人市民税所得区分別課税状況

（1）　納税義務者数

農業所得者　294人（0.2%）

営業等所得者　5,140人（3.9%）

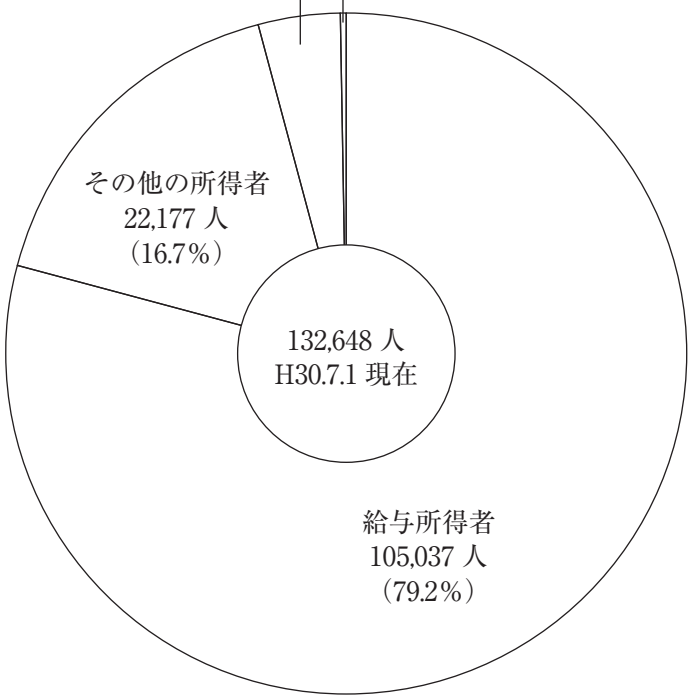

28		29		30	
人　　員 （人）	構成比 （%）	人　　員 （人）	構成比 （%）	人　　員 （人）	構成比 （%）
8,055	6.2	8,091	6.2	8,346	6.3
－	－	－	－	－	－
121,238	93.8	123,118	93.8	124,302	93.7
129,293	100.0	131,209	100.0	132,648	100.0
101.3		101.5		101.1	

28		29		30	
調　定　額 （千円）	構成比 （%）	調　定　額 （千円）	構成比 （%）	調　定　額 （千円）	構成比 （%）
452,526	2.9	459,232	2.9	464,268	2.8
15,390,573	97.1	15,611,354	97.1	15,957,121	97.2
15,843,099	100.0	16,070,586	100.0	16,421,389	100.0
101.0		101.4		102.2	

(2)　税　　額

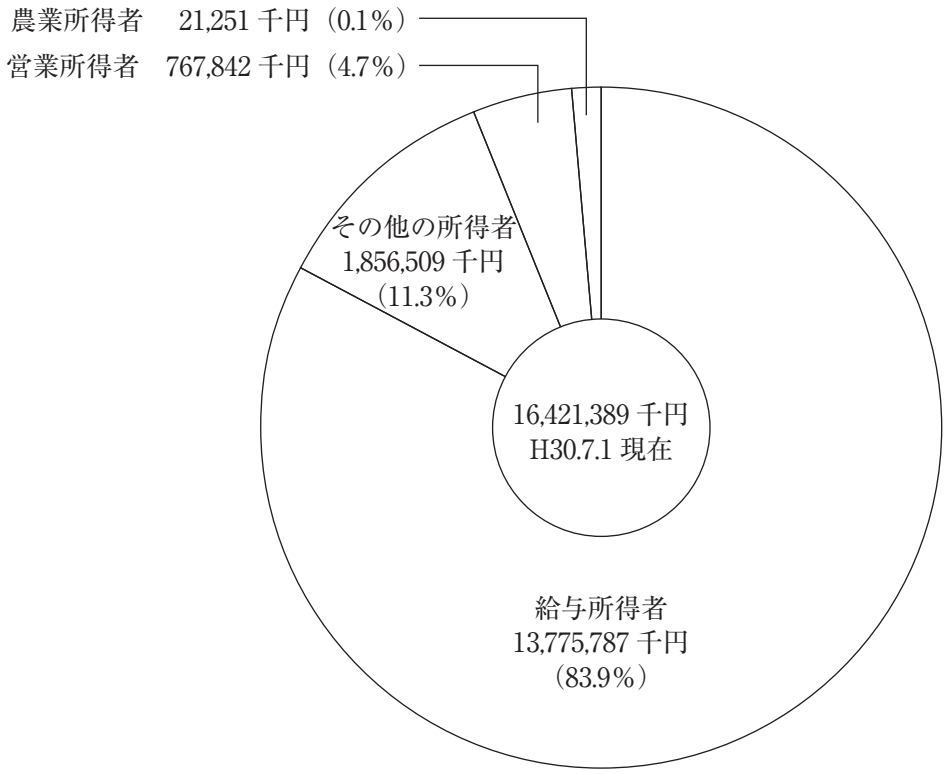

4　個人市民税年度別所得割納税義務者調（7月1日現在）

区分＼年度	26		27	
	人員（人）	構成比（%）	人員（人）	構成比（%）
給与所得	95,092	80.2	96,634	80.8
営業（等）所得	4,305	3.6	4,320	3.6
農業所得	151	0.1	109	0.1
その他の所得	19,097	16.1	18,494	15.5
合計	118,645	100.0	119,557	100.0

5　個人市民税年度別所得割額調（7月1日現在）

区分＼年度	26		27	
	税額（千円）	構成比（%）	税額（千円）	構成比（%）
給与所得	12,548,530	83.5	12,871,343	84.5
営業（等）所得	745,733	5.0	728,596	4.8
農業所得	12,278	0.1	9,923	0.1
その他の所得	1,713,958	11.4	1,624,961	10.6
合計	15,020,499	100.0	15,234,823	100.0

6　個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調（7月1日現在）　（単位:人）

課税標準額の段階＼年度	28	29	30
10万円以下の金額	4,720	4,895	4,930
10万円を超え　100万円以下	39,304	39,678	39,516
100万円　〃　200万円　〃	33,916	34,296	34,882
200万円　〃　300万円　〃	18,201	18,637	18,943
300万円　〃　400万円　〃	10,972	11,142	11,086
400万円　〃　550万円　〃	7,605	7,807	8,151
550万円　〃　700万円　〃	2,656	2,696	2,664
700万円　〃　1,000万円　〃	2,021	2,103	2,192
1,000万円を超える金額	1,843	1,864	1,938
合計	121,238	123,118	124,302

28		29		30	
人　員（人）	構成比（%）	人　員（人）	構成比（%）	人　員（人）	構成比（%）
97,970	80.8	99,586	80.9	100,921	81.2
4,388	3.6	4,463	3.6	4,385	3.5
150	0.1	201	0.2	214	0.2
18,730	15.5	18,868	15.3	18,782	15.1
121,238	100.0	123,118	100.0	124,302	100.0

28		29		30	
税　額（千円）	構成比（%）	税　額（千円）	構成比（%）	税　額（千円）	構成比（%）
12,995,025	84.4	13,197,803	84.5	13,408,157	84.0
760,970	5.0	741,199	4.8	749,853	4.7
12,553	0.1	19,928	0.1	20,222	0.1
1,622,025	10.5	1,652,424	10.6	1,778,889	11.2
15,390,573	100.0	15,611,354	100.0	15,957,121	100.0

7　個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況（7月1日現在）

（単位:千円）

年　度 課税標準額の段階	28	29	30
10万円以下の金額	67,914	117,982	76,125
10万円を超え　100万円以下	1,270,854	1,270,204	1,257,126
100万円　〃　200万円　〃	2,812,874	2,811,431	2,874,991
200万円　〃　300万円　〃	2,577,435	2,630,139	2,662,247
300万円　〃　400万円　〃	2,248,139	2,284,553	2,255,842
400万円　〃　550万円　〃	2,077,885	2,134,735	2,216,620
550万円　〃　700万円　〃	979,855	982,798	971,203
700万円　〃　1,000万円　〃	1,010,179	1,022,786	1,076,149
1,000万円を超える金額	2,345,300	2,356,602	2,566,308
合　　計	15,390,435	15,611,230	15,956,611

8　個人市民税特別徴収義務者等に関する調（7 月 1 日現在）

区分 ＼ 年度		26	27	28	29	30
特別徴収義務者数（人）	給与特徴	8,369	11,910	12,426	12,960	13,198
	年金特徴	8	9	8	8	8
納税義務者数（人）	給与特徴	69,854	84,778	87,799	89,814	91,472
	年金特徴	18,126	18,215	18,866	19,432	19,666
うち均等割のみ（人）	給与特徴	1,510	2,494	2,709	2,709	2,845
	年金特徴	1,878	2,255	2,242	2,478	2,660
特別徴収税額（千円）	給与特徴	10,507,904	11,944,062	12,229,314	12,495,820	12,733,420
	年金特徴	635,043	618,037	621,264	624,356	627,291

9　個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移

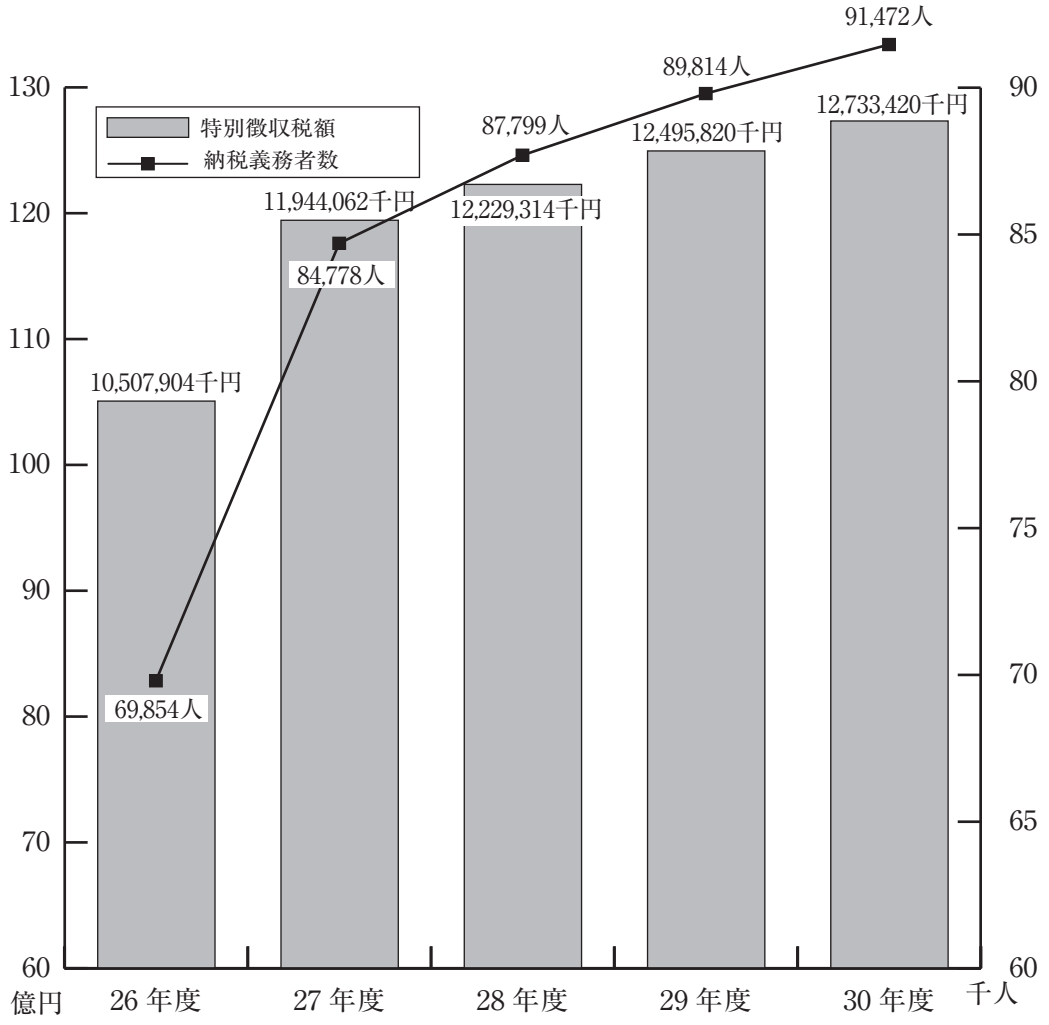

10　法人市民税調定額調（3 月 31 日現在）

区分 年度	納税義務者数(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	合　　計(千円)
25	8,286	1,325,284	4,204,077	5,529,361
26	8,323	1,288,560	4,714,245	6,002,805
27	8,399	1,281,629	4,147,990	5,429,619
28	8,488	1,341,513	4,075,018	5,416,531
29	8,540	1,344,800	3,744,237	5,089,037

11　法人市民税年度月別調定額調

年度 月	27		28		29	
	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)
4月	1,033	155,165	1,018	175,059	1,051	155,597
5月	2,043	518,217	2,089	487,122	2,124	514,148
6月	1,632	1,482,646	1,665	1,567,487	1,931	1,703,497
7月	896	750,542	961	513,232	899	127,462
8月	961	246,583	1,001	240,677	966	235,465
9月	724	155,379	775	161,089	832	171,255
10月	839	169,375	833	187,879	851	190,501
11月	1,989	1,220,452	1,906	1,086,762	1,917	1,169,350
12月	751	333,949	870	586,112	869	395,660
1月	458	79,495	468	90,625	460	78,010
2月	780	113,765	786	133,283	805	113,513
3月	631	204,051	643	187,204	675	234,579
計	12,737	5,429,619	13,015	5,416,531	13,380	5,089,037

12　法人市民税調定額の推移

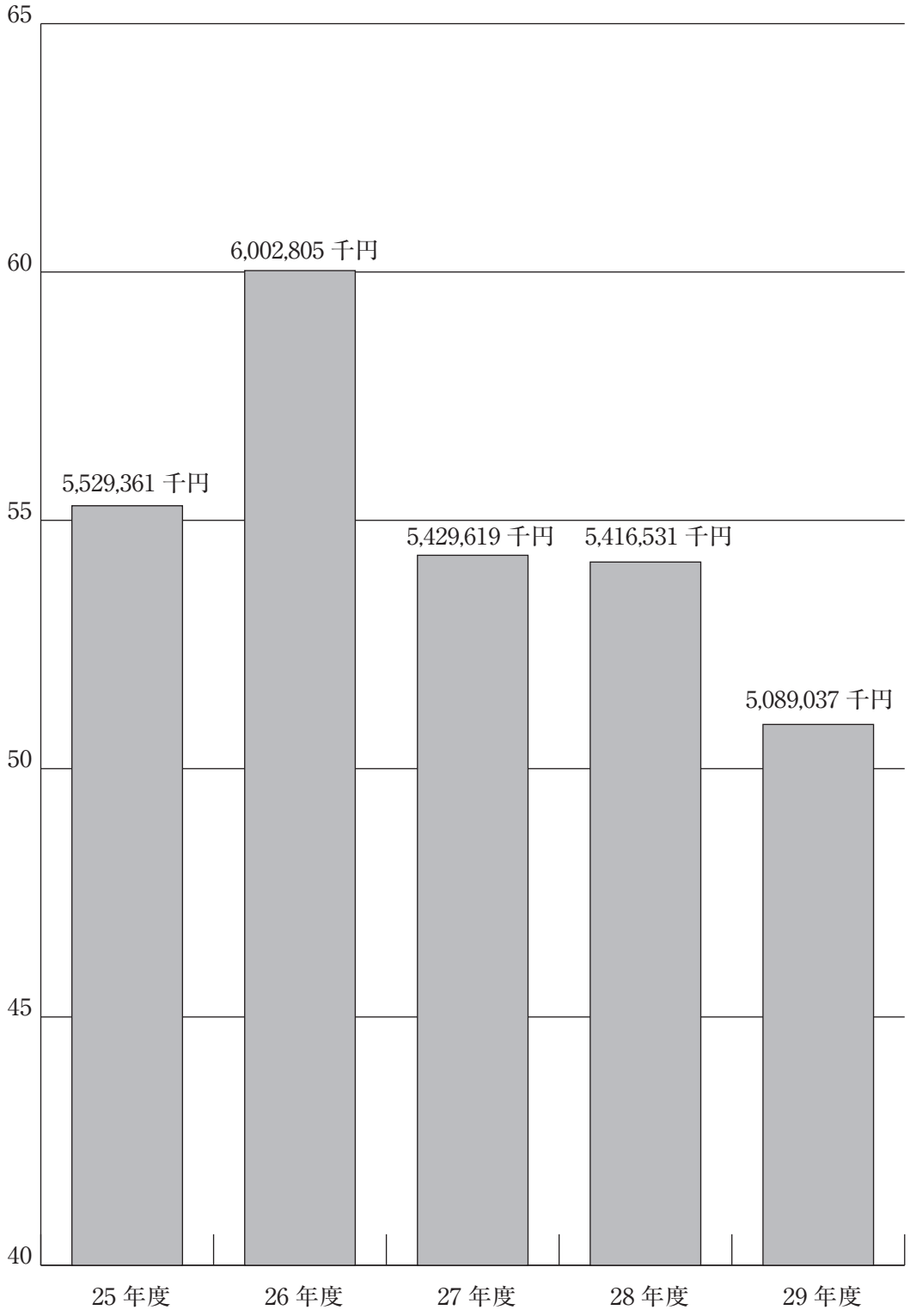

13　法人市民税均等割納税義務者数調（3 月 31 日現在）

法　人　の　内　訳		平成27年度（社）	平成28年度（社）	平成29年度（社）
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	67	70	77
10億円超　50億円以下	50人超	20	23	19
10億円超	50人以下	619	649	631
1億円超　10億円以下	50人超	61	55	53
1億円超　10億円以下	50人以下	448	467	481
1千万円超　1億円以下	50人超	138	146	146
1千万円超　1億円以下	50人以下	1,292	1,319	1,317
1千万以下	50人超	66	62	68
その他の法人		5,688	5,697	5,748
合　　計		8,399	8,488	8,540

14　法人市民税均等割調定額調（3 月 31 日現在）

法　人　の　内　訳		平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	平成29年度（千円）
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	249,774	250,191	199,482
10億円超　50億円以下	50人超	45,180	43,390	31,560
10億円超	50人以下	303,934	349,616	409,702
1億円超　10億円以下	50人超	29,312	27,732	20,904
1億円超　10億円以下	50人以下	86,092	92,361	98,520
1千万円超　1億円以下	50人超	25,119	24,471	24,045
1千万円超　1億円以下	50人以下	199,482	206,904	207,397
1千万以下	50人超	9,420	8,655	9,486
その他の法人		333,316	338,193	343,704
合　　計		1,281,629	1,341,513	1,344,800

15　法人市民税業種別税割額調（3 月 31 日現在）

年度 / 産業区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）
建設業	430,552	102.4	10.4	493,842	114.7	12.1	490,809	99.4	13.1
製造業	289,306	70.4	7.0	408,501	141.2	10.0	225,071	55.1	6.0
卸・小売業	804,017	70.3	19.4	854,955	106.3	21.0	789,500	92.3	21.0
金融・保険業	1,240,331	109.6	29.9	912,889	73.6	22.4	848,489	92.9	22.7
不動産業	223,624	99.3	5.4	238,592	106.7	5.9	223,994	93.9	6.0
運輸・通信業	337,220	63.9	8.1	313,613	93.0	7.7	292,773	93.4	7.8
電気・ガス業	72,594	197.1	1.7	106,820	147.1	2.6	231,079	216.3	6.2
サービス業	654,523	92.4	15.8	616,449	94.2	15.1	546,039	88.6	14.6
その他（農業･水産）	3,089	37.1	0.1	6,353	205.7	0.2	11,962	188.3	0.3
随時分	92,734	91.4	2.2	123,004	132.6	3.0	84,521	68.7	2.3
合計	4,147,990	88.0	100.0	4,075,018	98.2	100.0	3,744,237	91.9	100.0

〔市たばこ税〕

1　市たばこ税調定額調

区分 年度	売渡本数 （本）	調定調 （千円）	調定額前年比 （%）	税率
25	449,739,853	2,302,690	110.2	1,000本につき5,262円 旧3級品については，2,495円 [平成25年4月1日以降]
26	427,378,794	2,207,273	95.9	〃
27	423,801,398	2,185,962	99.0	〃
28	407,040,949	2,102,972	96.2	1,000本につき5,262円 旧3級品については，2,925円
29	377,892,245	1,962,153	93.3	1,000本につき5,262円 旧3級品については，3,355円

※平成28年度調定額については，「手持品課税255,961円」を含む。
※平成29年度調定額については，「手持品課税250,007円」を含む。

2　たばこ月別売渡本数調

年度	27		28		29	
月	売渡本数 （本）	前年比 （%）	売渡本数 （本）	前年比 （%）	売渡本数 （本）	前年比 （%）
4月	34,703,902	76.8	37,344,538	107.6	34,313,099	91.8
5月	35,117,781	127.1	32,859,071	93.6	30,683,821	93.3
6月	36,210,470	102.0	34,384,879	95.0	34,301,388	99.7
7月	35,917,743	103.0	34,444,790	95.9	33,120,474	96.1
8月	39,028,855	103.5	35,625,401	91.3	32,433,057	91.0
9月	35,687,386	97.6	37,332,956	104.6	32,836,010	87.9
10月	35,597,679	98.8	34,496,357	96.9	31,909,973	92.5
11月	36,303,044	94.7	33,416,872	92.0	31,330,101	93.7
12月	33,794,718	103.9	32,153,629	95.1	29,692,634	92.3
1月	36,569,461	93.7	36,080,413	98.7	32,287,338	89.4
2月	31,953,879	100.0	29,451,588	92.2	28,534,430	96.8
3月	32,916,480	102.9	29,450,455	89.5	26,449,920	89.8
合　計	423,801,398	99.2	407,040,949	96.0	377,892,245	92.8

〔軽自動車税〕

1　軽自動車税課税状況（7月1日現在）

区分 ＼ 年度			26			27		
			台数（台）	調定額（千円）	台数前年比（%）	台数（台）	調定額（千円）	台数前年比（%）
原動機付自転車	50cc以下		9,476	9,476	96.5	9,046	9,046	95.5
	90cc以下		875	1,050	98.9	866	1,039	99.0
	125cc以下		1,233	1,973	109.5	1,293	2,069	104.9
	ミニカー		168	420	97.7	167	418	99.4
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車		3,047	7,313	102.2	3,076	7,382	101.0
	三輪車		2	6	100.0	2	6	100.0
	四輪車 乗用	営業用	8	44	88.9	9	50	112.5
		自家用	47,253	340,222	107.0	49,632	357,354	105.0
	四輪車 貨物	営業用	428	1,284	101.2	452	1,356	105.6
		自家用	17,137	68,548	99.0	16,887	67,548	98.5
	農耕用		1,674	2,678	99.3	1,649	2,638	98.5
	特殊作業用		302	1,419	108.2	336	1,579	111.3
二輪の小型自動車			3,696	14,784	101.3	3,766	15,064	101.9
合計			85,299	449,217	103.4	87,181	465,549	102.2

2　非課税及び減免状況（7月1日現在）

区分 ＼ 年度	非課税（台）	非課税（千円）	減免（台）	減免（千円）	合計（台）	合計（千円）
26	501	1,691	595	3,781	1,096	5,472
27	510	1,736	629	4,038	1,139	5,774
28	527	2,155	680	5,064	1,207	7,219
29	533	2,275	715	5,516	1,248	7,791
30	547	2,364	714	5,832	1,261	8,196

28			29			30		
台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)	台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)	台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)
8,525	17,050	94.2	8,081	16,162	94.8	7,648	15,296	94.6
849	1,698	98.0	814	1,628	95.9	816	1,632	100.2
1,308	3,139	101.2	1,351	3,242	103.2	1,421	3,410	105.1
182	674	109.0	188	696	103.2	199	736	105.8
3,075	11,070	100.0	3,088	11,117	100.4	3,100	11,160	100.3
2	7	100.0	3	11	150.0	3	11	100.0
12	73	133.3	9	65	75.0	8	54	88.8
51,319	422,038	103.4	52,485	452,026	102.3	53,251	475,491	101.4
459	1,495	101.5	470	1,577	102.4	477	1,645	101.4
16,572	80,302	98.1	16,387	80,633	98.9	16,098	80,248	98.2
1,624	3,898	98.5	1,618	3,883	99.6	1,583	3,799	97.8
344	2,030	102.4	347	2,047	100.9	359	2,118	103.4
3,803	22,818	101.0	3,907	23,442	102.7	3,998	23,988	102.3
88,074	566,292	101.0	88,748	596,529	100.8	88,961	619,588	100.2

3　標識弁償金調定額調（決算額）

区分＼年度	25	26	27	28	29
件　　数 (台)	197	201	211	171	196
弁償金 (円)	29,550	30,150	31,650	25,650	29,400

〔固定資産税，都市計画税〕

1　固定資産税資産別調定額調（5 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分＼年度		27	28	29	30
固定資産	土地	5,627,241	5,553,826	5,525,410	5,497,018
	家屋	7,609,325	7,799,875	8,010,255	7,908,127
	償却資産	2,040,979	2,256,443	2,368,910	2,357,803
	計	15,277,545	15,610,144	15,904,575	15,762,948
交付金		211,199	208,749	201,697	201,169
納付金		－	－	－	－
合計		15,488,744	15,818,893	16,106,272	15,964,117
前年比（%）		98.2	102.1	101.8	99.1

2　固定資産税資産別納税義務者調（5 月 31 日現在）

（単位：人）

区分＼年度	27	28	29	30
土地	70,760	71,503	72,239	73,082
家屋	76,256	77,061	77,842	78,678
償却資産	2,726	2,922	3,147	3,354

（注）法定免税点以上のもの

3　都市計画税資産別調定額調（5 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分＼年度	27	28	29	30
土地	787,418	775,026	768,252	762,700
家屋	852,907	870,172	888,646	874,824
合計	1,640,325	1,645,198	1,656,898	1,637,524
前年比（%）	97.0	100.3	100.7	98.8

4　都市計画税資産別納税義務者調（5 月 31 日現在）

（単位：人）

区分＼年度	27	28	29	30
土地	47,522	47,813	48,155	48,530
家屋	52,469	52,841	53,220	53,648

（注）法定免税点以上のもの

5　固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移（5月31日現在）

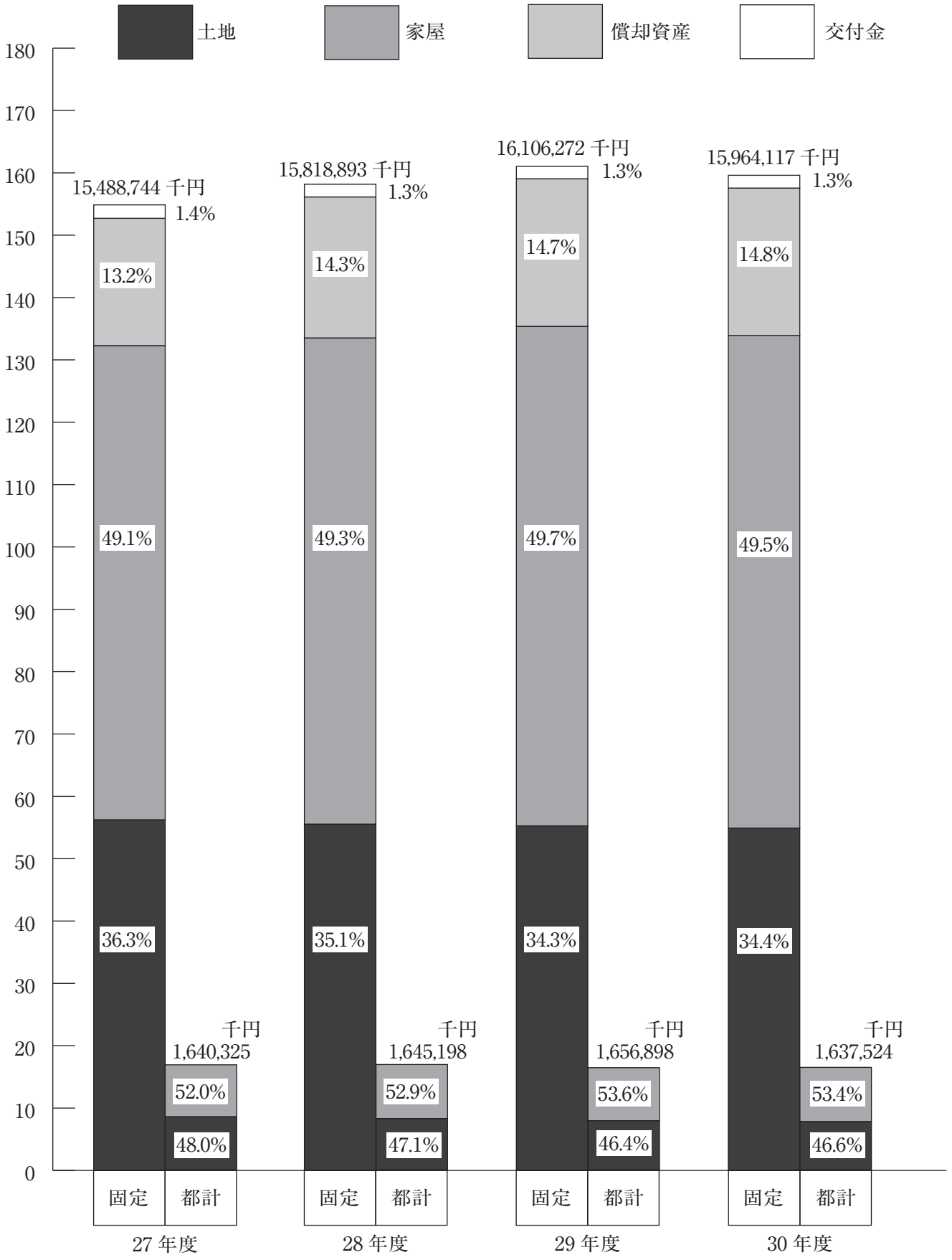

6　土地評価の概要（5 月 31 日現在）

（1）　総　　括

区分 地目		地積 非課税地積 (㎡) (イ)	地積 評価総地積 (㎡) (ロ)	地積 法定免税点未満 (㎡) (ハ)	地積 法定免税点以上 (㎡) (ロ)−(ハ) (ニ)	決 総額 (千円) (ホ)
田	一般田	326,700	34,806,826	1,548,438	33,258,388	3,545,421
	介在田･市街化区域田	−	197,342	116	197,226	1,320,282
畑	一般畑	637,340	38,249,604	2,640,622	35,608,982	1,857,165
	介在畑･市街化区域畑	−	2,372,585	4,463	2,368,122	25,178,690
宅地	小規模住宅用地		19,067,248	63,754	19,003,494	436,731,220
	一般住宅用地		13,296,561	7,427	13,289,134	210,104,268
	住宅用地以外の宅地		10,264,218	672	10,263,546	243,912,647
	計	3,641,286	42,628,027	71,853	42,556,174	890,748,135
池沼		694,997	38,061	1,346	36,715	6,741
山林	一般山林	2,274,724	27,418,655	2,949,859	24,468,796	1,006,923
	介在山林	51,190	1,058,816	11,512	1,047,304	4,162,231
牧場		−	204,030	733	203,297	4,427
原野		100,827	1,570,920	395,453	1,175,467	307,500
雑種地	ゴルフ場用地	2,532	2,677,710	208	2,677,502	3,027,382
	遊園地等の用地	20,404	70,565	−	70,565	450,699
	鉄軌道用地	1,053	587,409	−	587,409	5,384,261
	その他の雑種地	2,975,416	10,551,914	446,329	10,105,585	83,442,540
	計	2,999,405	13,887,598	446,537	13,441,061	92,304,882
その他		44,161,067				
合計		54,887,536	162,432,464	8,070,932	154,361,532	1,020,442,397

（2）　納税義務者数

（単位：人）

総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
82,960	9,878	73,082

定価格			筆数				単位当り価格	
法定免税点未満（千円）（へ）	法定免税点以上（千円）（ホ）−（へ）（ト）	（ト）の課税標準額（千円）（チ）	非課税地筆（筆）（リ）	評価総筆（筆）（ヌ）	法定免税点未満（筆）（ル）	法定免税点以上（筆）（ヌ）−（ル）（ヲ）	平均価格（ホ）／（ロ）（円／㎡）（ワ）	最高価格（円／㎡）（カ）
143,208	3,402,213	3,380,215	945	28,061	1,959	26,102	102	139
1,054	1,319,228	653,768	−	316	2	314	6,690	16,906
120,747	1,736,418	1,734,264	450	36,465	3,276	33,189	49	78
32,898	25,145,792	9,016,533	−	3,693	52	3,641	10,612	32,909
829,041	435,902,179	72,566,325		101,845	1,077	100,768	22,905	125,291
93,819	210,010,449	69,940,587		71,508	522	70,986	15,801	100,504
8,594	243,904,053	169,354,822		23,574	74	23,500	23,763	187,097
931,454	889,816,681	311,861,734	2,333	196,927	1,673	195,254	20,896	187,097
66	6,675	5,497	392	35	7	28	177	2,630
107,596	899,327	899,327	576	17,417	3,211	14,206	37	50
1,850	4,160,381	2,909,456	117	1,190	40	1,150	3,931	16,219
13	4,414	4,414	−	225	1	224	22	72
11,722	295,778	216,842	204	2,684	693	1,991	196	18,234
251	3,027,131	2,118,991	1	669	1	668	1,131	1,210
−	450,699	315,489	22	5	−	5	6,387	6,387
−	5,384,261	3,560,792	9	1,704	−	1,704	9,166	106,086
442,327	83,000,213	57,828,433	11,444	26,587	4,099	22,488	7,908	89,930
442,578	91,862,304	63,823,705	11,476	28,965	4,100	24,865	6,647	106,086
			84,365					
1,793,186	1,018,649,211	394,505,755	100,858	315,978	15,014	300,964	6,282	

(3)　土地の評価状況

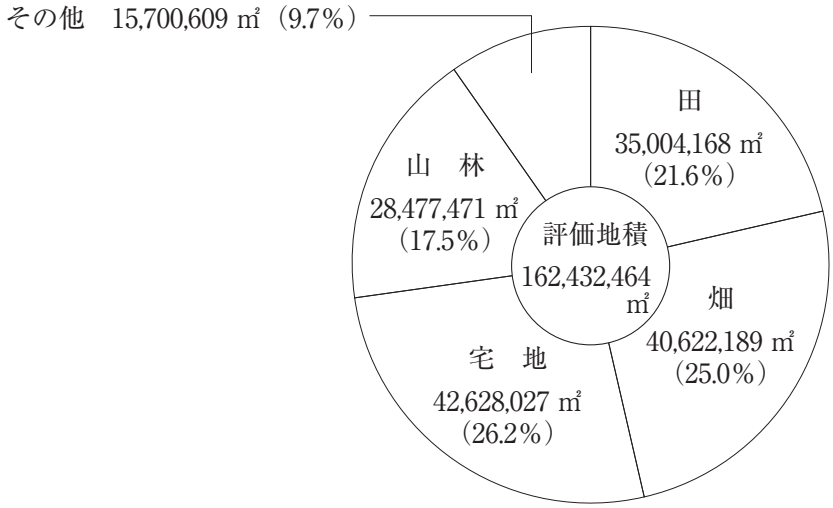
その他　15,700,609 ㎡（9.7％）
田
35,004,168 ㎡
（21.6％）
山　林
28,477,471 ㎡
（17.5％）
評価地積
162,432,464
㎡
畑
40,622,189 ㎡
（25.0％）
宅　地
42,628,027 ㎡
（26.2％）

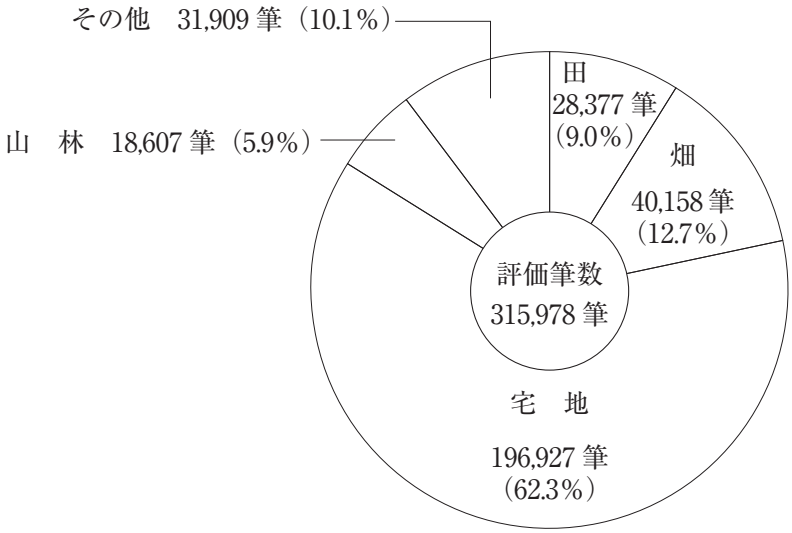
その他　31,909 筆（10.1％）
田
28,377 筆
（9.0％）
山　林　18,607 筆（5.9％）
畑
40,158 筆
（12.7％）
評価筆数
315,978 筆
宅　地
196,927 筆
（62.3％）

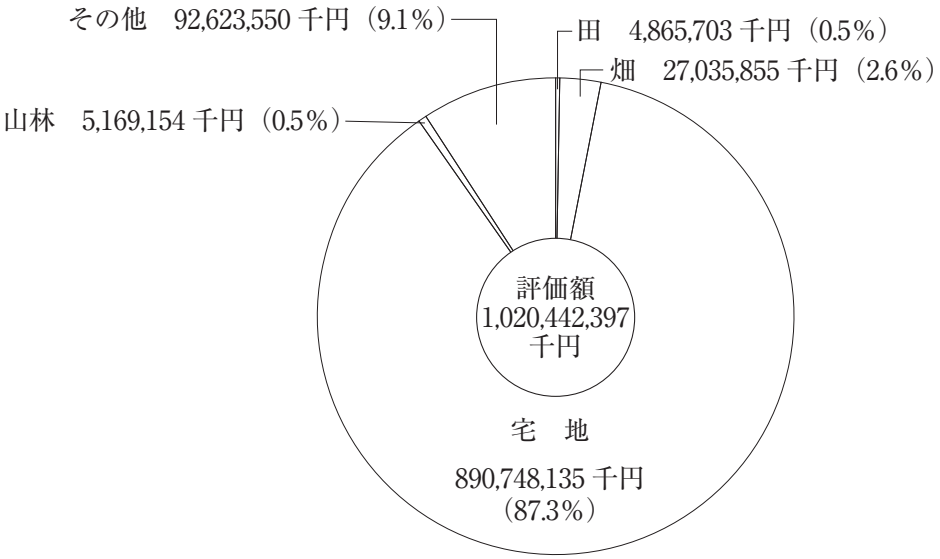
その他　92,623,550 千円（9.1％）
田　4,865,703 千円（0.5％）
畑　27,035,855 千円（2.6％）
山林　5,169,154 千円（0.5％）
評価額
1,020,442,397
千円
宅　地
890,748,135 千円
（87.3％）

7　土地評価の推移（5 月 31 日現在）

(1)　課 税 地 積

年度 / 地目	28		29		30	
	地　積(㎡)	前年比(%)	地　積(㎡)	前年比(%)	地　積(㎡)	前年比(%)
田	35,176,701	99.9	35,129,458	99.9	35,004,168	99.6
畑	41,479,139	99.1	41,114,369	99.1	40,622,189	98.8
宅　地	41,925,995	100.7	42,285,876	100.9	42,628,027	100.8
池　沼	39,044	95.3	38,061	97.5	38,061	100.0
山　林	29,144,883	98.9	28,764,276	98.7	28,477,471	99.0
牧　場	225,414	100.0	204,030	90.5	204,030	100.0
原　野	1,575,072	98.4	1,582,199	100.5	1,570,920	99.3
雑 種 地	13,077,641	102.8	13,465,703	103.0	13,887,598	103.1
計	(54,676,111) 162,643,889	99.9	(54,736,028) 162,583,972	100.0	(54,887,536) 162,432,464	99.9

（注）（　　）内は非課税地積

(2)　課 税 筆 数

年度 / 地目	28		29		30	
	筆　数(筆)	前年比(%)	筆　数(筆)	前年比(%)	筆　数(筆)	前年比(%)
田	28,571	99.8	28,517	99.8	28,377	99.5
畑	40,812	99.3	40,606	99.5	40,158	98.9
宅　地	192,645	101.1	194,684	101.1	196,927	101.2
池　沼	32	94.1	35	109.4	35	100.0
山　林	18,773	99.9	18,691	99.6	18,607	99.6
牧　場	244	100.4	225	92.2	225	100.0
原　野	2,728	100.5	2,732	100.1	2,684	98.2
雑 種 地	27,914	102.5	28,362	101.6	28,965	102.1
計	(99,791) 311,719	100.8	(100,371) 313,852	100.7	(100,858) 315,978	100.7

（注）（　　）内は非課税筆数

(3)　評　価　額

年度 / 地目	28		29		30	
	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)
田	4,800,813	99.1	4,780,939	99.6	4,865,703	101.8
畑	29,840,363	94.9	28,612,277	95.9	27,035,855	94.5
宅　地	898,608,872	98.7	893,639,425	99.4	890,748,135	99.7
池　沼	13,660	97.9	6,773	49.6	6,741	99.5
山　林	5,717,823	99.6	5,501,724	96.2	5,169,154	94.0
牧　場	4,884	100.1	4,427	90.6	4,427	100.0
原　野	347,112	95.3	325,442	93.8	307,500	94.5
雑 種 地	90,748,089	99.5	91,339,118	100.7	92,304,882	101.1
計	1,030,081,616	98.7	1,024,210,125	99.4	1,020,442,397	99.6

（注）30年度は基準年度

8　宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）（5 月 31 日現在）

区分 / 地区別		地積 (㎡)(イ)	決定価格 (千円)(ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格 平均価格 (円/㎡)(ロ)/(イ)	単位当り価格 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	−	−	−	−	−
	高度商業地区Ⅰ	−	−	−	−	−
	高度商業地区Ⅱ	159,372	14,690,368	9,353,482	92,177	187,097
	普通商業地区	2,015,859	89,865,058	50,983,217	44,579	96,630
	計	2,175,231	104,555,426	60,336,699	48,066	187,097
住宅地区	併用住宅地区	3,331,800	100,838,167	48,668,731	30,265	66,103
	高級住宅地区	−	−	−	−	−
	普通住宅地区	20,074,565	507,954,501	138,758,649	25,303	74,859
	計	23,406,365	608,792,668	187,427,380	26,010	74,859
工業地区	大工場地区	−	−	−	−	−
	中小工場地区	824,847	11,760,184	7,846,770	14,257	26,919
	家内工場地区	−	−	−	−	−
	計	824,847	11,760,184	7,846,770	14,257	26,919
村落地区	集団地区	4,770,386	68,301,579	22,730,090	14,318	23,324
	村落地区	11,037,488	95,591,520	33,031,613	8,661	24,033
	計	15,807,874	163,893,099	55,761,703	10,368	24,033
農業用施設の用に供する宅地		341,857	815,304	489,182	2,385	2,423
計		42,556,174	889,816,681	311,861,734	20,909	187,097

9　家屋評価の概要（5 月 31 日現在）

(1)　総　　括

区分		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	非課税家屋の棟数及び床面積	
納税義務者数（人）		82,935	4,257	78,678	棟数	860棟
棟数(棟)	木造	89,249	5,892	83,357	床面積	786,079㎡
	木造以外	26,420	405	26,015		
	計	115,669	6,297	109,372		
床面積(㎡)	木造	9,019,975	204,052	8,815,923		
	木造以外	8,358,712	11,913	8,346,799		
	計	17,378,687	215,965	17,162,722		
決定価格(千円)	木造	222,639,427	288,698	222,350,729		
	木造以外	375,191,192	36,521	375,154,671		
	計	597,830,619	325,219	597,505,400		
単位当り価格(円)	木造	24,683	1,415	25,221		
	木造以外	44,886	3,066	44,946		
	計	34,400	1,506	34,814		

(2) 家屋評価の推移

① 全 家 屋

区分 / 年度	全家屋				非課税家屋		納税義務者
	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	（人）
26	114,835	16,880,945	583,509,712	34,566	903	732,626	80,562
27	116,041	16,988,004	574,145,650	33,797	896	742,044	81,267
28	115,083	17,104,349	589,354,798	34,456	880	742,697	81,815
29	115,308	17,230,872	606,384,947	35,192	848	778,246	82,327
30	115,669	17,378,687	597,830,619	34,400	860	786,079	82,935

② 木 造 家 屋

区分 / 年度	専用住宅				共同住宅・寄宿舎		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
26	60,546	6,909,676	184,232,057	26,663	1,434	291,052	8,208,554
27	61,699	7,023,733	179,140,290	25,505	1,772	388,706	12,295,077
28	62,045	7,101,046	187,926,272	26,465	1,846	419,145	14,502,481
29	62,504	7,183,621	196,884,236	27,407	1,884	437,162	15,864,026
30	62,982	7,266,930	192,033,085	26,426	1,934	455,301	16,039,733

区分 / 年度	旅館・料亭・ホテル				事務所・銀行・店舗		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
26	102	11,645	138,236	11,871	1,701	187,050	4,166,956
27	99	11,054	128,851	11,657	1,711	190,598	4,163,612
28	97	10,223	120,905	11,827	1,714	191,536	4,277,316
29	96	10,096	120,021	11,888	1,735	194,573	4,511,119
30	91	9,955	113,667	11,418	1,756	199,412	4,500,507

区分 / 年度	合計			
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)
26	88,780	8,644,474	207,830,440	24,042
27	88,946	8,752,213	205,970,360	23,534
28	88,979	8,848,237	217,225,133	24,550
29	89,073	8,927,858	227,870,732	25,524
30	89,249	9,019,975	222,639,427	24,683

	併用住宅				農家住宅			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
28,203	3,922	493,172	7,552,495	15,314	903	92,889	286,811	3,088
31,631	3,861	485,989	7,158,087	14,729	平成27年度から専用住宅に含む。			
34,600	3,798	479,802	7,246,754	15,104				
36,289	3,730	473,001	7,237,360	15,301				
35,229	3,654	464,175	6,838,129	14,732				

	劇場・病院				工場・倉庫・土蔵・附属家			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
22,277	65	12,032	309,623	25,733	20,107	646,958	2,935,708	4,538
21,845	57	11,759	292,427	24,868	19,747	640,374	2,792,016	4,360
22,332	56	11,434	305,243	26,696	19,423	635,051	2,846,162	4,482
23,185	61	12,605	376,900	29,901	19,063	616,800	2,877,070	4,665
22,569	62	12,856	361,148	28,092	18,770	611,346	2,753,158	4,503

③　非木造家屋

区分 / 年度	事務所・店舗・百貨店				住宅・アパート		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
26	3,757	2,575,869	140,201,668	54,429	13,456	3,705,998	173,404,377
27	3,748	2,555,682	136,712,987	53,494	14,552	3,754,776	172,815,642
28	3,689	2,543,707	137,061,207	53,882	14,516	3,799,216	177,141,151
29	3,665	2,534,668	137,867,417	54,393	14,693	3,849,127	181,918,652
30	3,654	2,522,054	134,643,459	53,386	14,875	3,894,636	181,628,454

区分 / 年度	その他				合	
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)
26	6,166	580,700	13,154,585	22,653	26,055	8,236,471
27	6,144	583,375	12,526,274	21,472	27,095	8,235,791
28	5,255	582,490	12,574,446	21,587	26,104	8,256,112
29	5,240	584,312	12,894,069	22,067	26,235	8,303,014
30	5,261	593,827	12,920,856	21,759	26,420	8,358,712

(3)　新増築家屋評価件数等調

区分 / 年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	前年比 (%)	滅失棟数 (棟)
26	1,809	333,090	24,834,754	137.3	1,506
27	1,834	281,485	20,570,923	82.8	1,497
28	1,693	251,447	18,090,932	87.9	1,558
29	1,684	257,807	18,968,647	104.9	1,477
30	1,714	268,611	21,436,382	113.0	1,395

	病院・ホテル				工場・倉庫・市場			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
46,790	275	392,408	29,939,108	76,296	2,401	981,496	18,979,534	19,337
46,026	269	382,802	28,134,570	73,496	2,382	959,156	17,985,817	18,752
46,626	267	374,687	27,201,893	72,599	2,377	956,012	18,150,968	18,986
47,262	264	372,967	27,139,637	72,767	2,373	961,940	18,694,440	19,434
46,636	258	376,453	27,358,129	72,673	2,372	971,742	18,640,294	19,182

計	
決定価格（千円）	単位当り価格（円）
375,679,272	45,612
368,175,290	44,704
372,129,665	45,073
378,514,215	45,588
375,191,192	44,886

10　償却資産の概要（5 月 31 日現在）

（1）総　　括

種類		決定価格（千円）	課税標準額（千円）	課税標準額の内訳	
				課税標準額の特例規定の適用を受けるもの（千円）	左以外のもの（千円）
市町村長が価格を決定したもの	構築物	36,870,458	36,718,324	208,841	36,509,483
	機械及び装置	53,627,089	49,340,376	7,764,756	41,575,620
	船舶	160,406	160,406	－	160,406
	車両及び運搬具	668,332	668,319	69	668,250
	工具器具及び備品	27,632,527	27,605,143	29,576	27,575,567
	小計	118,958,812	114,492,568	8,003,242	106,489,326
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定配分したもの	51,566,687	47,707,834		
	道府県知事が価格等を決定配分したもの	13,181,065	9,089,901		
	小計	64,747,752	56,797,735		
合計		183,706,564	171,290,303		

（2）納税義務者数

（単位：人）

総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
6,646	3,292	3,354

(3) 償却資産調定額等調

年　　度	納税義務者数（人）	調　定　額（千円）
26	2,481	1,921,467
27	2,726	2,040,979
28	2,922	2,256,443
29	3,147	2,368,910
30	3,354	2,357,803

(4) 償却資産調定額の推移

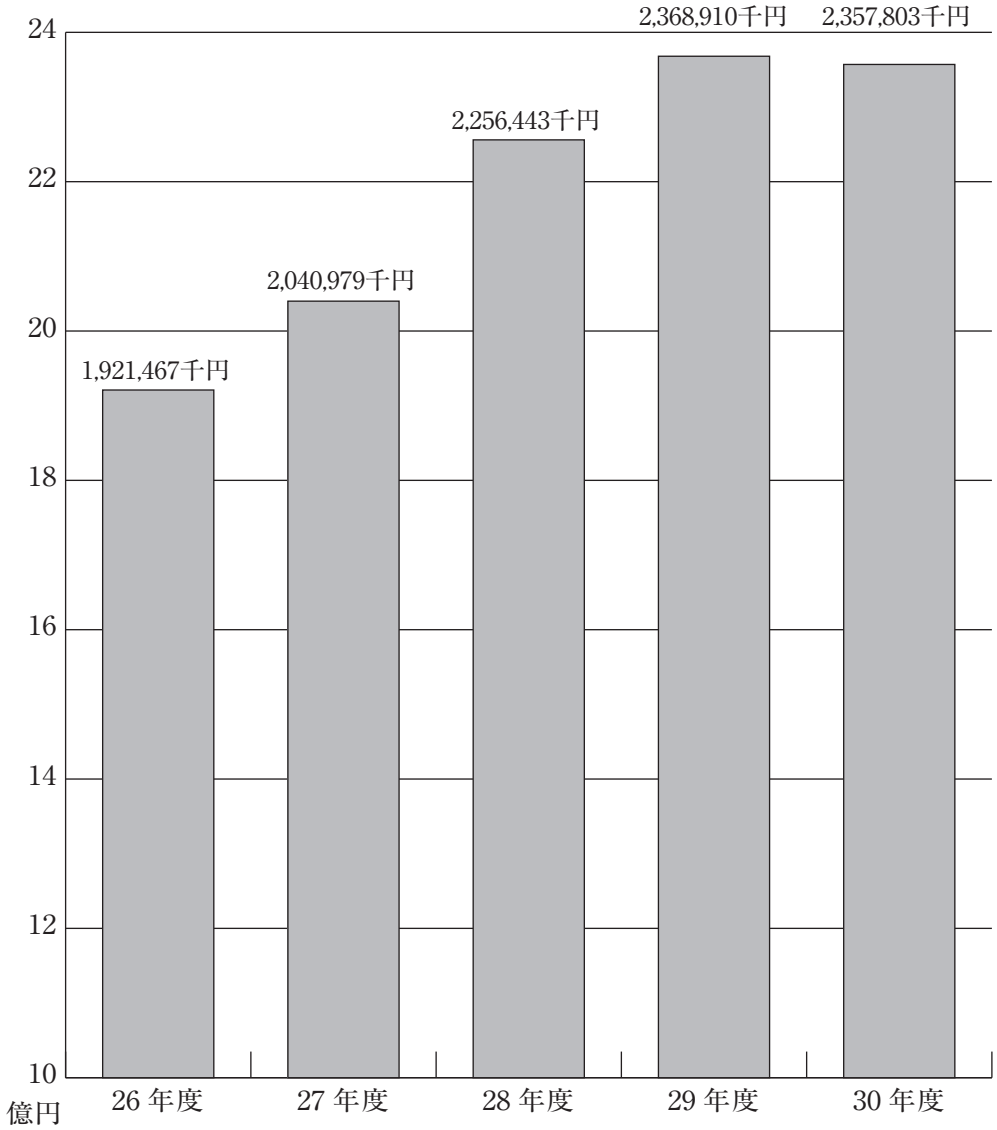

11　固定資産課税台帳の閲覧状況（5月1日現在）

区分 年度	土　地 （件）	家　屋 （件）	償却資産 （件）	計 （件）
26	460	345	28	833
27	413	314	36	763
28	384	278	37	699
29	357	239	21	617
30	364	238	33	635

12　固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会審査状況

区分 年度	審査件数		委員数
	土地（件）	家屋（件）	（人）
25	－	－	3
26	－	－	3
27	－	－	3
28	－	－	3
29	－	－	3

〔徴 収 関 係〕

1　督促状発付状況

年度 / 税目	25			26			
	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）
市県民税（普通徴収）	7,549,119,700	(45,017) 1,517,859,674	20.1	7,640,791,900	(42,705) 1,365,114,885	17.9	5,661,242,100
固定資産税（都計含む）	17,116,934,000	(41,613) 1,431,581,812	8.4	17,276,599,700	(39,635) 1,327,335,479	7.7	16,953,079,100
軽自動車税	427,055,400	(14,989) 76,102,400	17.8	448,878,800	(14,432) 74,742,200	16.7	465,285,400
合　　計	25,093,109,100	(101,619) 3,025,543,886	12.1	25,366,270,400	(96,772) 2,767,192,564	10.9	23,079,606,600

2　市税の預金口座振替状況

年度 / 税目	25		26	
	納付件数	税額 (円)	納付件数	税額 (円)
市県民税（普通徴収）	30,838	1,865,097,213	29,504	1,909,608,584
固定資産税（都計含む）	115,444	4,042,688,000	114,373	4,155,632,400
軽自動車税	4,277	19,070,000	4,327	19,494,100
合　　計	150,559	5,926,855,213	148,204	6,084,735,084

27		28			29		
督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)
(27,516) 977,696,972	17.3	5,459,991,000	(24,929) 819,264,889	15.0	5,447,631,800	(23,519) 891,737,622	16.4
(38,940) 1,194,558,143	7.0	17,291,758,700	(38,873) 1,179,076,655	6.8	17,620,827,000	(37,577) 1,123,445,887	6.4
(13,786) 71,982,800	15.5	566,588,600	(13,972) 98,186,300	17.3	595,239,600	(13,261) 96,405,050	16.2
(80,242) 2,244,237,915	9.7	23,318,338,300	(77,774) 2,096,527,844	9.0	23,663,698,400	(74,357) 2,111,588,559	8.9

（注）（　　）内は督促状発付件数，手数料1件につき100円。（昭和55年までは1件50円）

27		28		29	
納付件数	税　　額 (円)	納付件数	税　　額 (円)	納付件数	税　　額 (円)
22,454	1,506,357,069	21,279	1,450,697,969	20,385	1,452,526,619
113,019	4,088,221,600	111,919	4,284,614,400	110,506	4,404,442,197
4,283	19,541,200	4,745	25,116,800	4,606	25,536,600
139,756	5,614,119,869	137,943	5,760,429,169	135,495	5,882,505,416

（注）昭和48年10月1日より実施。軽自動車税は平成17年度より実施。

3　過誤納金の還付状況

年度	税目	現年度分 本税 取扱件数	本税 税額(円)	督促手数料 取扱件数	督促手数料 金額(円)	延滞金 取扱件数	延滞金 金額(円)	還付 取扱件数
27	個人市県民税	4,403	(16,362,979) 40,867,673	170	17,000	36	175,800	3
	法人市民税	535	45,193,869	6	600	18	37,200	49
	固定資産税	734	13,013,936	267	26,700	20	84,500	−
	軽自動車税	109	581,000	50	5,000	1	4,200	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	5,781	99,656,478	493	49,300	75	301,700	52
28	個人市県民税	3,889	(17,560,126) 43,855,476	124	12,400	32	64,000	3
	法人市民税	500	46,732,521	5	500	5	6,400	58
	固定資産税	762	14,861,400	269	26,900	40	54,100	3
	軽自動車税	82	533,300	52	5,200	−	−	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	5,233	105,982,697	450	45,000	77	124,500	64
29	個人市県民税	3,844	(17,703,865) 44,213,164	161	16,100	21	74,300	−
	法人市民税	510	40,411,074	3	300	8	12,700	50
	固定資産税	620	14,717,250	257	25,700	20	46,300	2
	軽自動車税	119	767,100	60	6,000	−	−	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	5,093	100,108,588	481	48,100	49	133,300	52

	過年度分							
付加算金	本税		督促手数料		延滞金		還付加算金	
金額（円）	取扱件数	税額（円）	取扱件数	金額（円）	取扱件数	金額（円）	取扱件数	金額（円）
10,600	3,101	(22,467,337) 56,113,729	130	13,000	44	36,100	112	585,700
234,800	662	182,558,100	−	−	9	55,000	161	1,595,700
−	195	3,253,400	62	6,200	20	14,900	25	82,800
−	53	268,800	18	1,800	1	100	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−
245,400	4,011	242,194,029	210	21,000	74	106,100	298	2,264,200
4,600	2,991	(20,184,259) 50,409,108	29	2,900	39	69,100	83	247,600
153,700	616	134,442,800	2	200	14	86,200	121	1,331,400
4,300	413	13,119,700	39	4,800	20	25,800	147	802,700
−	45	234,600	9	900	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−
162,600	4,065	198,206,208	79	8,800	73	181,100	351	2,381,700
−	3,023	(28,658,444) 71,570,838	104	10,400	18	32,100	100	406,900
231,800	713	193,242,200	−	−	12	19,200	124	1,726,900
7,300	265	4,719,400	65	6,500	12	37,400	29	103,500
−	112	649,600	41	4,100	6	8,400	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−
239,100	4,113	270,182,038	210	21,000	48	97,100	253	2,237,300

※（　　）内は県民税還付金
※平成29年度確定按分率は，0.40042068896

4　差押件数調

種　　類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	件　　数	件　　数	件　　数
不動産	69	79	92
電話加入権	－	－	－
不動産と電話加入権	－	－	－
債権	1,030	795	826
自動車	－	－	－
動産	－	1	－
出資金	1	－	－
その他	－	－	－
交付要求	243	215	198
合計	1,343	1,090	1,116

5　平成 29 年度不納欠損処分事由別

事由 / 税目	地方税法第18条第1項		地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		計	
	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）
市民税	2,265	35,661,935	6,547	114,811,894	360	5,942,291	9,172	156,416,120
固定資産税	2,066	25,644,007	3,802	114,429,469	135	4,168,563	6,003	144,242,039
軽自動車税	837	3,465,395	1,153	4,649,900	49	325,700	2,039	8,440,995
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－	－	－
都市計画税	2,066	2,539,782	3,802	14,165,431	135	419,110	6,003	17,124,323
合計	7,234	67,311,119	15,304	248,056,694	679	10,855,664	23,217	326,223,477

6　不納欠損額状況

年度 / 税目	25		26		27		28		29	
	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）	期別件数	税額（円）
市民税	11,194	207,732,922	9,914	168,472,003	8,577	149,196,055	7,648	116,280,161	9,172	156,416,120
個人	11,104	199,382,351	9,786	159,843,885	8,489	140,088,700	7,582	112,466,753	9,091	151,085,225
法人	90	8,350,571	128	8,628,118	88	9,107,355	66	3,813,408	81	5,330,895
固定資産税	7,191	266,855,900	6,497	251,481,978	6,278	278,590,109	4,320	102,624,015	6,003	144,242,039
軽自動車税	2,360	9,381,390	2,690	10,927,430	2,368	9,057,799	1,865	7,560,547	2,039	8,440,995
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市計画税	7,191	34,314,296	6,497	31,025,760	6,278	34,472,793	4,320	9,718,204	6,003	17,124,323
合計	27,936	518,284,508	25,598	461,907,171	23,501	471,316,756	18,153	236,182,927	23,217	326,223,477

〔そ　の　他〕

1　証明件数の推移

区分 / 年度	納税証明（件）	不動産証明（件）	市県民税証明（件）	地図，公簿等写し（件）
25	9,473	26,267	55,415	2,225
26	8,679	24,449	63,429	2,316
27	8,110	24,601	66,966	2,020
28	8,334	22,975	68,121 (37)	1,830
29	7,855	21,461	68,190 (277)	1,940

※（ ）内の数字は，コンビニ交付サービスによる件数の内訳を表す。

2　証明手数料一覧

(1)	各種証明書交付手数料（土地は1筆，家屋は1棟をもって1件）	1件	350円
(2)	地図，公簿等写し交付手数料	1件	350円
(3)	納税証明に関する手数料（1年度・1税目をもって1件）	1件	350円
(4)	コンビニ交付サービスによる市県民税証明書交付手数料	1件	300円

3　公示送達の推移

区分 / 年度	市県民税		固定資産税		軽自動車税	
	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）
26	58,931	30	98,125	10	85,955	66
27	45,597	27	98,872	13	87,887	57
28	44,429	35	99,750	8	88,870	58
29	44,488	28	100,493	15	89,607	75
30	44,253	38	101,364	16	89,804	99

※平成4年度より市県民税課税明細書送付
※平成5年度より固定資産税課税明細書送付

4　税務手当（特殊勤務手当）

(1)	庁外で徴収の業務に従事したとき	1日	200円
(2)	差押えの業務に従事したとき	1件	600円
(3)	強制執行の業務に従事したとき	1件	800円

5　市税の賦課徴収に要する経費決算額調

区分			平成25年度
税収入額		(1) 市税	41,335,914
		(2) 個人の県民税	10,280,106
		(3) 合計	51,616,020
徴税費	人件費	(4) 基本給	326,924
		(5) 諸手当	310,913
		イ 超過勤務手当	31,523
		ロ 税務特別手当	1,228
		ハ その他の手当て	278,162
		(6) その他	108,223
		(7) 小計	746,060
	需用費	(8) 旅費	275
		(9) 賃金	40,277
		(10) その他	226,934
		(11) 小計	267,486
	報奨金及びこれに類する経費	(12) 納期前納付の奨励金	−
		(13) 納税貯蓄組合補助金	−
		(14) 納税奨励金	−
		(15) その他	350
		(16) 小計	350
		(17) その他	29,316
	(18)	小計	1,043,212
県民税徴収取扱費		(19) 納税義務者数等を基準にした金額	383,646
		(20) 報奨金の額に相当する金額	24,533
		(21) 合計	408,179
(22)		(18)−(21)	635,033
収入額に対する徴税費の割合		(23) (18)／(3)	2.0
		(24) (22)／(1)	1.5
徴税職員数		吏員	99
		その他の職員	−
		合計	99
		臨時職員	−

（単位：千円）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
42,067,907	41,049,243	41,713,527	41,653,641
10,521,861	10,464,764	10,787,469	10,838,522
52,589,768	51,514,007	52,500,996	52,492,163
337,767	323,063	318,350	334,454
290,976	284,461	281,988	282,058
28,404	26,277	28,666	29,566
857	787	689	419
261,715	257,397	252,633	252,073
111,958	109,197	107,887	119,334
740,701	716,721	708,225	735,846
245	266	288	385
43,091	39,409	51,260	50,773
190,982	174,361	240,005	185,301
234,318	214,036	291,553	236,459
–	–	–	–
–	–	–	–
–	–	–	–
227	21	350	210
227	21	350	210
33,046	44,025	37,881	28,181
1,008,292	974,803	1,038,009	1,000,696
387,846	384,614	394,587	395,355
32,230	22,898	20,925	29,075
420,076	407,512	415,512	424,430
588,216	567,291	622,497	576,266
1.9	1.9	2.0	1.9
1.4	1.4	1.5	1.4
101	99	100	101
–	–	–	–
101	99	100	101
–	–	–	–

〔税　率　等〕

税目	区分	課税客体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人市県民税	○市内に住所を有する個人（所得割，均等割） ○市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）		1月1日
	法人市民税	○市内に事務所又は事業所を有する法人（法人税割，均等割） ○市内に寮，宿泊所，クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ○市内に事務所又は事業所を有し，法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人（法人税割）		
固定資産税		○土　　地 ○家　　屋 ○償却資産（構築物，機械及び装置，船舶,航空機，運搬具，工具，器具及び備品）	固定資産の所有者	1月1日

<table>
<tr><th>課税標準及び税率</th><th>申告期限</th><th>納期</th></tr>
<tr>
<td>○均等割
市民税　3,500円　　県民税　2,500円
（森林湖沼環境税1,000円を含む）

○所得割
<table><tr><th>市民税</th><th>県民税</th></tr><tr><td>6%</td><td>4%</td></tr><tr><td colspan="2">課税長期譲渡所得金額
課税短期譲渡所得金額
特別な計算方法により課税されます。</td></tr></table></td>
<td>○市民税の申告書又は所得税の確定申告書
3月15日
○給与支払い報告書
1月31日
○給与支払い報告書に係る異動届出書
4月15日
○特別徴収にかかる異動届出書
徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</td>
<td>○普通徴収
<table><tr><td>第１期</td><td>6 月21日～6 月30日</td></tr><tr><td>第２期</td><td>8 月21日～8 月31日</td></tr><tr><td>第３期</td><td>10月21日～10月31日</td></tr><tr><td>第４期</td><td>翌1月21日～1月31日</td></tr></table>○特別徴収（給与差引）
7月から翌年6月まで毎月10日
○特別徴収（年金差引）
5 月，7 月，9 月，11 月，翌年１月，３月の各月 10 日</td>
</tr>
<tr>
<td>○法人税割
100分の12.1（ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分は14.7%）

○均等割</td>
<td>○確定申告
事業年度終了の日の翌日から２か月以内
○中間申告
事業年度開始の日以後６か月を経過した日から２か月以内</td>
<td>○申告期限と同じ</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="3">
<table>
<tr><th colspan="2">法人等の区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td>資本金等の額</td><td>市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計</td><td>均　等　割</td></tr>
<tr><td>50億円を超える法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>3,600,000円</td></tr>
<tr><td>10億円を超え50億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>2,100,000円</td></tr>
<tr><td>10億円を超える法人</td><td>50人以下のもの</td><td>492,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>480,000円</td></tr>
<tr><td>50人以下のもの</td><td>192,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>180,000円</td></tr>
<tr><td>50人以下のもの</td><td>156,000円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>144,000円</td></tr>
<tr><td>次の(ア)～(オ)の法人</td><td></td><td>60,000円</td></tr>
</table>
※ (ア) 法人税法第２条第５号の公共法人及び地方税法第 294 条第７項の公益法人等のうち，同法第 296 条第１項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの（法人税法別表２の独立行政法人で収益事業を行うものを除く）
(イ) 人格のない社団等
(ウ) 一般社団法人及び一般財団法人
(エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの
（保険業法に規定する相互会社の場合，資本金等の額は純資産額となります）
(オ) 資本金等の額が１千万円以下の法人で市内の従業者数の合計が 50 人以下のもの
</td>
</tr>
<tr>
<td>○課税標準額（地方税法で定めのあるものを除く）の 100 分の 1.4
○免税点
①土　　地　　30万円
②家　　屋　　20万円
③償却資産　　150万円</td>
<td>○償却資産の申告
1月31日
○新築住宅の軽減額にかかる申告
1月31日
○住宅用地の申告
1月31日</td>
<td><table><tr><td>第１期</td><td>4月21日 ～ 4月30日</td></tr><tr><td>第２期</td><td>7月21日 ～ 7月31日</td></tr><tr><td>第３期</td><td>9月21日 ～ 9月30日</td></tr><tr><td>第４期</td><td>12月16日～12月25日</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

区分 税目	課　税　客　体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日
市たばこ税	○売渡した製造たばこ	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者	
特別土地保有税	○保有土地及び取得土地 保有分　1月1日現在において 保有期限が10年以内の土地 取得分　1月1日，7月1日 1年以内に取得した土地 平成15年4月1日以後，新規の課税は停止	該当土地の保有者及び取得者	
入湯税	鉱泉浴場における入湯	入湯客	

<table>
<tr><th>課税標準及び税率</th><th>申告期限</th><th>納期</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>原動機付自転車</td><td>総排気量 50cc以下のもの
90cc以下のもの
125cc以下のもの
ミニカー（三輪以上のもので20ccを超え50cc以下のもの）</td><td>2,000 円
2,000 円
2,400 円
3,700 円</td></tr>
<tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの
その他のもの</td><td>2,400 円
5,900 円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">軽自動車</td><td colspan="2">二輪のもの（側車付き含む）</td><td colspan="3">3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">三輪のもの</td><td>H27.3.31までの登録車</td><td>H27.4.1以降の登録車</td><td>登録後13年超（経年重課）</td></tr>
<tr><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>4,600 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>8,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>12,900 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>4,500 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">二輪の小型自動車</td><td colspan="3">6,000 円</td></tr>
</table>

グリーン化特例（軽課）
平成29年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について,登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><td colspan="2">減額内容</td><td colspan="2">おおむね75%</td><td colspan="2">おおむね50%</td><td colspan="2">おおむね25%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象車</td><td colspan="2">電気自動車
天然ガス車（平成21年排出ガス基準からNOx10%低減）</td><td colspan="4">ガソリン車（平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」）</td></tr>
<tr><td>貨物</td><td>乗用</td><td>貨物（※1）</td><td>乗用（※2）</td><td>貨物（※3）</td><td>乗用（※4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,800円</td><td>1,900円</td><td>3,500円</td><td>2,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,700円</td><td>2,500円</td><td>5,400円</td><td>3,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
</table>
（※1）平成27年度燃費基準+35%達成　（※3）平成27年度燃費基準+15%達成
（※2）平成32年度燃費基準+20%達成　（※4）平成32年度燃費基準
</td><td>○取得申告
所有者となった日から15日以内
○廃車申告
所有者でなくなった日から30日以内</td><td>5月21日～
5月31日</td></tr>
<tr><td>売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数1,000本につき5,262円（平成30年10月から5,692円），旧3級品については，1,000本につき4,000円
また，平成30年10月から加熱式たばこの区分を設け，新たに課税方式を重量及び小売価格による換算方式とした。</td><td colspan="2">○当月の販売分につき翌月末日までに申告納付</td></tr>
<tr><td>○土地の取得価格
○税　率
①土地の保有に対して100分の1.4
②土地の取得に対して100分の3
○免税点
5,000㎡未満
○納税義務の免除
恒久的に利用に供される建物又は建築物等があり，一定の基準に適合するもの</td><td colspan="2">○土地の保有にかかるもの
5月末日
○土地の取得にかかるもの
2月末日,又は8月末日</td></tr>
<tr><td>入湯客1人1日につき　150円</td><td>翌日　15日</td><td>申告期限と同一</td></tr>
</table>

区分 税目	課　税　客　体	納税義務者	賦課期日
都市計画税	○市街化区域内の 土　地 家　屋	土地，家屋の所有者	1月1日
交付金 国有資産等所在市町村	○国，地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国，地方公共団体	3月31日

課　税　標　準　及　び　税　率	申　告　期　限	納　　期
○課税標準額の 100 分の 0.2 免税点 固定資産税について免税点未満のものは課税されない		○固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同じ
○算定標準額（国有資産等所在市町村交付金法で特別の定めあるものを除き前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格）の100分の1.4		6月30日

〔譲与税等の譲与等の基準〕

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
地方揮発油譲与税（昭和三十年八月創設）	都道府県及び市町村	(1)　地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 （地方揮発油税の税率は揮発油1キロリットルにつき5,200円） (2)　譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し，その2分の1を一般国道，高速自動車国道及び都道府県道の延長で他の2分の１を面積であん分して譲与する。 (3)　譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し，その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。 (4)　譲与税の算定の基礎となる道路延長及び面積には所要の補正を加える。 （地方道路譲与税の改正）	①　6月（3月～5月） ②　11月（6月～10月） ③　3月（11月～2月）
自動車重量譲与税（昭和四十六年五月創設）	市町村	(1)　自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し，その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。	①　6月（2月～4月） ②　11月（5月～9月） ③　3月（10月～1月）
利子割交付金（昭和六十三年四月創設）	市町村	(1)　道府県に納入された利子割相当額に，地方税法で定められた調整をし，政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を，利子割交付金の総額とする。 (2)　利子割交付金の総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
配当割交付金（平成十六年一月創設）	市町村	⑴　道府県に納入された配当割相当額に，政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を，配当割交付金の総額とする。 ⑵　配当割交付金の総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）
株式等譲渡所得割交付金（平成十六年一月創設）	市町村	⑴　道府県に納入された株式等譲渡所得割相当額に，政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を，株式等譲渡所得割交付金の総額とする。 ⑵　株式等譲渡所得割交付金総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	3月
地方消費税交付金（平成九年四月創設）	市町村	⑴　道府県は，国から各道府県に払い込まれた地方消費税額を道府県間で清算した後，その2分の1を市町村に交付する。 ⑵　市町村交付額の2分の1を人口，他の2分の1を従業者数であん分する。 26年4月1日以後の引き上げ分については，市町村交付額の全額を人口であん分する。	①　6月（2月～4月） ②　9月（5月～7月） ③　12月（8月～10月） ④　3月（11月～1月）

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
ゴルフ場利用税交付金 （平成元年四月創設）	ゴルフ場所在市町村	道府県内ゴルフ場所在市町村に対し，ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該道府県が交付する。(法第103条) 1人1日　400円～1,200円　12段階 標準税率　1人1日　800円	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）
自動車取得税交付金 （昭和四十三年七月創設）	市 町 村	(1)　道府県は，当該道府県に納付された自動車取得税額相当額に，政令で定める率（100分の95）を乗じて得た額に10分の7に相当する額の2分の1を市町村道の延長で，他の2分の1を面積であん分して交付する。 （法第143条） (2)　交付金の算定の基礎となる道路の延長及び面積には所要の補正を加える。 (3)　税　率（法第119条・法附則第12条の2の3） 軽自動車　2% その他の自動車　自家用　3% 営業用　2% ※　税率が軽減される自動車 電気自動車，天然ガス自動車，ハイブリッド自動車等の低公害車など 免税点　取得価格50万円以下	①　8月（4月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～3月）

○市税の税率等の推移 (1)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平　成　6　年　度</th><th>平　成　7　年　度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>160 万円以下の金額　3.0%
160 万円を超える金額　8.0%
500 万円　〃　11.0%

（特別減税・所得割 20%
（市県民税の減税額の合計が 20 万円を超える場合は 20 万円））</td><td>200 万円以下の金額　3.0%
200 万円を超える金額　8.0%
700 万円　〃　11.0%

（特別減税・所得割 15%
（市県民税の減税額の合計が 2 万円を超える場合は 2 万円））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td><table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>均等割</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>60千円</td></tr></table></td><td rowspan="2">前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>14.7%（標準税率 12.3%）</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>・課税標準の 1.4%
・免税点
土　地　300,000 円
家　屋　200,000 円
償却資産　1,500,000 円</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>・課税標準の 0.2%
・免税点
固定資産税について
免税点未満のものは課税されない</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>・原動機付自転車
50cc 以下のもの　1,000 円
90cc　〃　1,200 円
125cc　〃　1,600 円
三輪車以上の 50cc 以下のもの（ミニカー）　2,500 円
・軽自動車
二輪のもの（側車付を含む）　2,400 円
三輪のもの　3,100 円
四輪のもの　乗用　営業用　5,500 円
自家用　7,200 円
貨物用　営業用　3,000 円
自家用　4,000 円
・小型特殊自動車　農耕作業用　1,600 円
その他のもの　4,700 円
・二輪の小型自動車　4,000 円</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数 1,000 本につき　1,977 円
（ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 948 円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>鉱産価格の 1%（ただし，鉱産価格が 200 万円以下の場合は 0.7%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>土地の取得価格の 1.4%（保有）・3%（取得）
免税点 5,000 ㎡未満</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

○市税の税率等の推移 (2)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平成8年度</th><th>平成9年度</th><th>平成10年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="3">個人</td><td>均等割</td><td>2,500円</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所得割</td><td rowspan="2">前年度に同じ</td><td>200万円以下の金額　3.0%
200万円を超える金額　8.0%
700万円　〃　12.0%</td><td>200万円以下の金額　3.0%
200万円を超える金額　8.0%
700万円　〃　12.0%
（特別減税・市県民税所得割から本人17,000円，扶養親族等1人につき8,500円の合計額を減税）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ</td><td>売渡本数1,000本につき2,434円
（ただし，旧3級品については1,000本につき1,155円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

区分			平成 11～13 年度	平成 14 年度
市民税	個人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		所得割	200 万円以下の金額 3.0% 200 万円を超える金額 8.0% 700 万円 〃 10.0% 〔定率控除・所得割 15% （市県民税の減税額の合計が 4 万円を超える場合は 4 万円）〕	前年度に同じ
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ
固定資産税			前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税			前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税			売渡本数 1,000 本につき 2,668 円 （ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 1,266 円）〔平成 11 年 5 月 1 日以降〕	前年度に同じ
鉱産税			前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ	前年度に同じ
入湯税			－	1 人 1 日 150 円

○市税の税率等の推移 (3)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平　成　15　年　度</th><th>平　成　16　年　度</th></tr>
<tr><td rowspan="5">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ(ただし旧内原町は以下の税率)
<table>
<tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000千円</td></tr>
<tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750千円</td></tr>
<tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>130千円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120千円</td></tr>
<tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50千円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ(ただし旧内原町は 12.3%)</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数　1,000 本につき　2,977 円
(ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 1,412 円)〔平成 15 年 7 月 1 日以降〕</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

平　成　17　年　度	平　成　18　年　度
3,000円（軽減者1,500円）	3,000円
前年度に同じ	200 万円以下の金額　3.0% 200 万円を超える金額　8.0% 700 万円　〃　10.0% （定率控除・所得割 7.5% （市県民税の控除額の合計が 2 万円を超える場合は 2 万円）） 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成18年度　均等割1,000円　所得割　所得割の額から3分の2を減額
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし旧内原町は 0.1%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数　1,000 本につき　3,298 円 （ただし, 旧 3 級品については 1,000 本につき 1,564 円） 〔平成 18 年 7 月 1 日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (4)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平　成　19　年　度</th><th>平　成　20　年　度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　6.0%
定率控除　廃止

【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】
平成19年度　均等割2,000円　所得割　所得割の額から3分の1を減額</td><td>一律　6.0%

平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置は終了</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ
旧内原町の税率適用は平成20年1月31日終了の事業年度まで</td><td><table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>旧内原町</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>60千円</td></tr></table>旧内原町の税率適用は平成19年度で終了</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>課税標準の 0.2%
・免税点
固定資産税について免税点未満のものは課税されない
旧内原町の税率適用は平成19年度で終了</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

平　成　21　年　度	平　成　22～24　年　度
前年度に同じ	前年度に同じ
一律　　6.0% 当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者を対象にした公的年金から特別徴収制度の創設	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数　1,000 本につき　4,618 円 （ただし，旧３級品については 1,000 本につき 2,190 円） 〔平成 22 年 10 月 1 日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (5)

区分			平成25年度	平成26年度
市民税	個人	均等割	前年度に同じ	3,500円
		所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から12.1%)
固定資産税			前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税			前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税			売渡本数 1,000本につき 5,262円 (ただし,旧3級品については1,000本につき2,495円)	前年度に同じ
鉱産税			前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ	前年度に同じ
入湯税			前年度に同じ	前年度に同じ

<table>
<tr><th>平　成　27　年　度</th><th>平　成　28　年　度</th></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>12.1%（標準税率 9.7%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ。ただし三輪以上の軽自動車については以下の税率
<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">車　種　区　分</th><th colspan="2">税　　率</th></tr>
<tr><th>H27.3.31までの登　録　車</th><th>H27.4.1以降の登　録　車</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">三　　輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr>
</table></td><td>前年度に同じ。ただしバイク等については以下の税率
<table>
<tr><th colspan="2">車　種　区　分</th><th>税　率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自動車</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>三輪以上（ミニカー）
20cc超50cc以下</td><td>3,700円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr>
<tr><td colspan="2">250cc以下の二輪車（バイク）・トレーラー</td><td>3,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">250ccを超える二輪車（バイク）</td><td>6,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ（ただし旧3級品については1,000本につき2,925円）</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

○市税の税率等の推移 (6)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平　成　28　年　度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>ただし登録後13年超の軽自動車については以下の税率(経年重課)
<table>
<tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">三輪</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>6,000円</td></tr>
</table>
○グリーン化特例(軽課)
平成27年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><td>減額内容</td><td colspan="2">おおむね75%</td><td colspan="2">おおむね50%</td><td colspan="2">おおむね25%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象車</td><td colspan="2">電気自動車
天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)</td><td colspan="4">ガソリン車（平成17年排出ガス基準
75%低減「★★★★」)</td></tr>
<tr><td colspan="2">貨物</td><td colspan="2">乗用</td><td>貨物
(※1)</td><td>乗用
(※2)</td><td>貨物
(※3)</td><td>乗用
(※4)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,800円</td><td>1,900円</td><td>3,500円</td><td>2,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,700円</td><td>2,500円</td><td>5,400円</td><td>3,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
</table>
(※1) 平成27年度燃費基準＋35%達成 (※3) 平成27年度燃費基準＋15%達成
(※2) 平成32年度燃費基準＋20%達成 (※4) 平成32年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ
(ただし旧3級品については1,000本につき2,925円)</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

平　成　29　年　度

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ。

○グリーン化特例(軽課)
平成 28 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用

減額内容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%	
対象車		電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)		ガソリン車（平成 17 年排出ガス基準75%低減「★★★★」）			
		貨物	乗用	貨物（※1）	乗用（※2）	貨物（※3）	乗用（※4）
四輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円
	自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円
三輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円	

(※1) 平成27年度燃費基準＋35％達成　(※3) 平成27年度燃費基準＋15％達成
(※2) 平成32年度燃費基準＋20％達成　(※4) 平成32年度燃費基準

前年度に同じ
（ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 3,355 円）

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (7)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平　成　30　年　度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ。
○グリーン化特例(軽課)
平成29年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><th colspan="2">減額内容</th><th>おおむね75%</th><th colspan="2">おおむね50%</th><th colspan="2">おおむね25%</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象車</td><td colspan="2">電気自動車
天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)</td><td colspan="4">ガソリン車（平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」）</td></tr>
<tr><td>貨物</td><td>乗用</td><td>貨物
(※1)</td><td>乗用
(※2)</td><td>貨物
(※3)</td><td>乗用
(※4)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,800円</td><td>1,900円</td><td>3,500円</td><td>2,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,700円</td><td>2,500円</td><td>5,400円</td><td>3,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
</table>
(※1) 平成27年度燃費基準＋35%達成　(※3) 平成27年度燃費基準＋15%達成
(※2) 平成32年度燃費基準＋20%達成　(※4) 平成32年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数1,000本につき5,262円（平成30年10月から5,692円），旧3級品については，1,000本につき4,000円
また，平成30年10月から加熱式たばこの区分を設け，新たに課税方式を重量及び小売価格による換算方式とした。</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

平成30年度　市 税 概 要

編　集　水戸市財務部税務事務所
（市民税課　資産税課　収税課）

発　行　水　戸　市
所在地　〒310－8610
水戸市中央１丁目４番１号
TEL 029（224）1111